



第2章

部門別計画

第1節

市民が主役の 安心・安全なまちづくり



安心・安全まちづくりパレード

基本方針

近年激甚化する自然災害など、市民の生命や財産が脅かされる危険性に的確に対応していくため、地域防災計画の推進をはじめ、防災施設・設備の拡充や、危険箇所の調査・点検・改善、避難行動要支援者への支援制度(旧災害時要援護者支援制度)の整備などにより、防災及び減災の視点に基づいた災害に強いまちづくりを進めます。

また、市民一人ひとりの防災意識の醸成を図るとともに、自主防災組織の育成支援や防災訓練の取組強化に努めます。

現状と課題

- ◇ 近年は、東日本大震災や竜巻の発生など大規模な災害が発生するようになってきました。災害に強いまちをつくるため、平成24年度に見直しを行った地域防災計画の推進と避難訓練等の実施が必要となっています。
- ◇ 本市は南関東地域直下型地震の被害予想地域に含まれており、地域防災計画に基づき、防災対策の積極的な推進に努めてきました。地震災害の被害を最小限にとどめるため、旧耐震基準(昭和56年(1981年)5月31日まで)で建てられた既存建築物の耐震化を推進する必要があります。
- ◇ 風雨や地震または自然風化などにより崩壊する危険性のある傾斜地等の災害防止に努めるとともに、危険区域の解消を推進する必要があります。
- ◇ 災害時の被害を抑えるためには、地域の安心・安全は地域で守るという考えが重要であり、自治会単位での防災組織の一層の充実・強化が求められています。また、災害時における相互応援協定の締結や避難行動要支援者支援制度(旧災害時要援護者支援制度)を充実するとともに、避難行動要支援者(旧要援護者)の避難・誘導體制の整備が必要となっています。
- ◇ 国民保護計画¹に基づいて、万が一武力攻撃事態や大規模なテロが発生した際に、市民の生命や身体、財産を保護し、被害を最小限に抑えるため、危機管理体制の強化と充実を図る必要があります。
- ◇ 長期にわたる放射性物質による汚染は、公共用水域等の生態系に与える影響も懸念されていることから、国や県によるモニタリング調査や研究を随時注視し、動向の把握や安全性の確保に努めていく必要があります。
- ◇ 橋梁については246橋の定期点検、橋長15m以上の橋梁については橋梁長寿命化修繕計画により、計画的かつ予防的修繕を行い、道路交通の安全性を確保する必要があります。

¹ 国民保護計画 政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画のこと。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。

■自主防災組織結成及び資機材整備の状況

事 項		数	率(%)
結 成	組織済	146	85.4
	未組織	25	14.6
	計	171	100
資 機 材	整備済	139	81.3
	未整備	32	18.7
	計	171	100

資料：総務課

■橋梁の整備管理状況（平成29年4月1日現在）

区 分	本 数(本)	延 長(m)
木 橋	4	59
永久橋	242	5,741
合 計	246	5,800

資料：道路課

■成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事 業 者	行 政
自主防災組織の運営及び訓練補助金 利用状況	65組織	86組織	◎	◎	◎
自主的な防災活動への取組の実現状況を表す指標です。全町内の組織化がされたと仮定し、その50%の組織での活用を目標とします。					
総合防災訓練への参加人数	1,650人/回	1,800人/回	◎	◎	◎
自主的な防災活動への取組の実現状況を表す指標です。「自らのまちは自らが守る」という意識の醸成により、参加者の増加を目標とします。					
災害時における協定書の締結団体数	29団体	40団体	△	◎	◎
被災時における相互扶助体制の構築状況を表す指標です。県内市町村を除き、食糧・資機材などの災害協定締結団体数の目標を40とします。					
避難路及び緊急輸送路の指定路線橋梁 (34橋)の補強実施件数	17件	24件	△	△	◎
避難路、緊急輸送路の確保の状況を表す指標です。新たに7橋の補強実施を目標とします。					
長寿命化修繕計画に指定された橋梁 (79橋)の修繕実施件数	13件	32件	△	△	◎
長寿命化修繕計画に基づいた取組状況を表す指標です。橋梁長寿命化修繕事業により、新たに19橋の修繕工事を目標とします。					
耐震診断実施戸数	693戸	753戸	◎	◎	◎
市民の防災意識を象徴する、耐震化に対する意識醸成の状況を表す指標です。これまでの取組実績や他市町村の状況から、毎年10戸の実施を目標とします。					
避難行動要支援者(旧災害時要援護者) の登録者数	2,000人	4,000人	△	◎	◎
在宅の要介護高齢者、及び障害者手帳所持者を避難行動要支援者(旧災害時要援護者)とし、早期に対象者全員が制度に登録することを目標とします。					

施策の内容

施策 1

地域防災計画の推進	地域防災計画に基づく組織及び体制の強化を図り、各施策を計画的に推進するとともに、災害時の各班の個別マニュアルに基づき、初動対応や所掌事務を円滑に遂行できるよう、全庁的体制で取り組みます。 また、防災訓練、各種研修会及び講演会等を通じ、防災知識の普及と意識の啓発に努めます。
-----------	---

施策 2

避難行動要支援者(旧災害時要援護者)に対する支援	高齢者や障害者等の災害弱者が災害発生時に安全に避難できるよう、避難・誘導體制について検討し、整備を図ります。
--------------------------	--

施策 3

防災施設・設備の充実強化	災害時の迅速な対応を図るため、食糧及び防災資機材等備蓄品の充実を図ります。
--------------	---------------------------------------

施策 4

土砂災害による傾斜地崩壊防止対策	本市では、96箇所 ¹ の土砂災害警戒区域が指定されていますが、特に崩壊の危険性のある箇所については、急傾斜地崩壊危険区域 ¹ の指定を受け崩壊防止対策を行い、危険区域の解消を促進します。
------------------	--

施策 5

防災体制の広域化とシステム化	茨城県防災情報ネットワークシステムの利用により、情報の収集伝達や連絡体制の強化を図ります。 また、災害協定等相互応援・協力体制の強化を図るとともに、防災協力事業所と協力体制の強化を図ります。
----------------	--

施策 6

橋梁震災対策の推進	災害時の避難路及び緊急輸送路を確保するため、幹線市道に架かる橋梁の耐震補強及び改修工事を推進し、耐震性の向上を図ります。
-----------	--

施策 7

既存建築物等の耐震化の推進	地震に強いまちをつくるため、無料耐震診断(木造住宅)、耐震改修費(改修計画作成費、改修工事費)の一部助成など、既存建築物の耐震化を推進します。
---------------	---

¹ 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者等に危害が生じるおそれがある土地やそれに隣接する土地において、一定の開発行為を制限する必要がある区域のことで、都道府県知事が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定することができる。

施策 8

自主防災組織の育成強化と活性化	未結成町内の自主防災組織の結成促進を図るため、支援対策を実施します。また、既結成町内の自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。
------------------------	---

施策 9

国民保護計画の推進	市民の生命と財産を守るため、国民保護計画に基づいた施策を推進します。
------------------	------------------------------------

施策 10

放射性物質による汚染状況注視による安全性の確保	除染等で発生した除去土壌の処分方法については方針が決定した際には、速やかに対策を講じます。 また、現在も汚染状況重点調査地域に指定されていることから、今後もモニタリングポストによる空間線量率の確認を継続します。
--------------------------------	--

主要事業

事業名	事業概要
既存建築物の耐震化の推進	・ 既存建築物耐震化推進事業
自主防災組織の強化	・ 自主防災組織の育成強化 ・ 防災訓練の実施 ・ 防災講演会の開催 ・ 町内会防災井戸整備事業
避難誘導體制の整備	・ 避難行動要支援者支援制度(旧災害時要援護者支援制度)の充実
備蓄品の充実	・ 備蓄品の充実
災害情報連絡体制の整備	・ 災害情報連絡体制の整備
災害時における協定の締結	・ 災害時における協定の締結
橋梁震災対策の推進	・ 橋梁耐震対策事業 ・ 橋梁長寿命化修繕事業 ・ 橋梁定期点検事業
急傾斜地崩壊対策	・ 急傾斜地崩壊対策事業
国民保護計画に基づく施策の推進	・ 国民保護計画に基づく施策の推進

主な所管部署

総務課 環境保全課 社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 建築指導課 道路課

第2項

地域ぐるみで取り組む 防犯のまちづくり

2-1-2

基本方針

犯罪のない安全で安心なまちを目指して、市民や事業者の主体的な取組を尊重しつつ、関係機関と連携して各種犯罪の未然防止に努めます。

また、地域の安全は自ら守るという意識を高める「防犯意識づくり」、地域の自主防犯活動の活性化に必要となる「地域連帯感づくり」、そして防犯力を向上させるための「犯罪の起きにくい環境づくり」など地域ぐるみで取り組む防犯のまちづくりを推進します。

現状と課題

- ✧ 刑法犯認知件数は、平成15年以降は減少傾向に転じており、平成28年ではピーク時の約41%と大きく減少しています。しかしながら、住宅を狙った侵入盗や自転車・自動車の乗物盗など、生活に身近で不安感が助長される犯罪被害は、ここ数年横ばいで推移し、中でも窃盗犯罪は全体件数の約74%を占めている状況にあります。防犯意識を高揚させ身近な犯罪を抑止できるか、また、犯罪に対する市民の不安感を緩和させるかが重要な課題となっています。
- ✧ 刑法犯認知件数は減少しているものの、高齢者を狙ったニセ電話詐欺等の特殊詐欺や悪徳商法などは、手口が巧妙化し被害も深刻となっており、子どもや女性を狙った不審者情報も数多く報告されています。犯罪弱者を守るため、引き続き防犯の啓発活動に努め「自らの安全は自らが守る」という意識を高めさせていただくとともに、「地域の安全は地域で守る」という考え方を基本とした自主防犯パトロール等による地域の見守り活動を継続することが必要となっています。
- ✧ 生活に身近な犯罪が多い中で、特に道路、公園、駐車(輪)場、駅などの街頭において発生する犯罪(街頭犯罪)の割合が高いことから、地域と関係機関が一体となり効果的に防犯環境を整備しながら、市全体の防犯力を底上げし、治安の回復を目指すことが重要です。
- ✧ 市民の誰もが犯罪被害者となる可能性があることから、被害を受けた方が再び安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるために、被害者等への必要な支援をスムーズに途切れることなく行うことが必要となっています。

■刑法犯認知件数の推移

(単位：件)

区分	年	24	25	26	27	28
凶 悪 犯		12	6	11	14	12
粗 暴 犯		93	94	100	140	168
窃 盗 犯		2,188	2,127	1,731	1,785	1,469
知 能 犯		76	61	70	68	67
風 俗 犯		20	16	9	12	14
そ の 他		367	339	340	261	273
合 計		2,756	2,643	2,261	2,280	2,003

資料：生活安全課

成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
刑法犯認知件数	2,003件/年	現状値以下	◎	◎	◎
防犯対策への総合的取組成果を表す基本的指標です。防犯力の底上げにより、現状値以下を目指します。					
防犯体制の整備と防犯意識に対する市民満足度	34.8%	40%	◎	◎	◎
犯罪に対する市民の安心感を表す指標です。各種取組の展開により、約5%の満足度向上を目指します。					
防犯教室等受講者数	2,641人/年	3,500人/年	△	◎	◎
防犯意識の高揚に向けた取組状況を表す指標です。					
安心・安全メール(防犯情報)登録件数	4,066人	6,000人	△	△	◎
防犯への関心を表す指標です。					

施策の内容

施策 1

<p>防犯意識の高揚 (防犯意識づくり)</p>	<p>防犯意識の高揚に重要な事は、防犯に関心を持ってもらうことであるため、警察をはじめ関係機関との連携のもと情報を収集し、事件情報のほか事件の前兆ともいえる潜在情報についても多角的な情報共有を推進します。</p> <p>情報提供にあっては、情報紙やインターネット上の情報発信ツールなど様々な手段を活用して情報発信に努めます。</p> <p>また、様々な機会を捉え、子どもから高齢者まで、そして地域、学校、事業所などあらゆる方々を対象に、防犯教室や防犯講話、不審者対応訓練などを通して防犯意識を高めます。</p>
-------------------------------------	---

施策 2

<p>地域ぐるみでの防犯活動 推進(地域連帯感づくり)</p>	<p>犯罪を企てる者は、近所付き合いが良く連帯感のある地域を嫌うことから、地域住民同士の「声かけ・あいさつ」を浸透させるとともに町内会等への加入促進や隣組活動を促進するなど連帯感の強化を図り、人の目による監視を強化することで犯罪抑止能力を高めます。</p> <p>また、犯罪は地域を越えて発生することから、犯罪者を封じ込めるために町内会等同士が連携し、さらに事業者や警察及び市との緊密な連携を図れるよう、全市的ネットワークを構築しタイムリーかつ効果的な防犯活動を進めます。</p> <p>さらに、青色防犯パトロール車によるパトロール活動をはじめ自主防犯組織のパトロール活動を通じた犯罪者への防犯活動アピールにより犯罪を抑止します。</p>
--	---

施策3

<p>防犯環境の向上(犯罪の起きにくい環境づくり)</p>	<p>犯罪の発生要因は、犯罪を起こしやすい生活環境によるところが大きいことから、犯罪者を警戒させ寄せ付けない防犯環境づくりを進めることで地域の防犯力を高めます。</p> <p>町内会等が管理する防犯灯や市が管理する道路、公園、駐車場などにおける照明の適切な設置を促し、監視性の確保に努めるとともに、犯罪の発生抑止効果が認められる防犯カメラの有効活用を促進します。</p> <p>また、住宅防犯診断や自転車防犯診断を実施し、犯罪への抵抗力強化を図るとともに、防犯性能の高い建物部品(CP認定製品)などの利用を積極的に促進します。</p>
--------------------------------------	---

施策4

<p>犯罪被害者の援助支援</p>	<p>犯罪被害者に対する援助は、被害を受けた方々が直面する困難を打開することだけでなく、スムーズに再び平穏な日常生活を営むことができるよう行うものであることから、どの窓口を訪れても適切な支援を受けられるように庁内関係部署における連携体制を構築します。</p> <p>また、公益社団法人いばらき被害者支援センターを通じて、犯罪被害者に対する各種援助を支援します。</p>
--------------------------	--

主要事業

事業名	事業概要
<p>防犯意識の高揚を図るための啓発活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域安全情報の発行 ・安心安全メール等インターネットでの情報発信(事件情報、犯罪発生状況等) ・防犯教室、防犯講話等の開催 ・街頭防犯キャンペーン等の開催
<p>地域における自主的な防犯活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防犯組織への活動支援 ・防犯パトロール育成講習会の開催 ・防犯ステーション「まちばん」に配置した警察官OBによる活動支援 ・合同パトロールや危険箇所点検への活動支援 ・不審者対応など実践訓練の開催 ・青色防犯パトロール活動への支援補助
<p>防犯環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等が管理する防犯灯の設置補助等 ・防犯カメラの設置及び活用 ・住宅防犯診断の実施及び防犯性能の高い建物部品の普及促進 ・自転車防犯診断の実施及び防犯性能の高い鍵の普及促進 ・放置自転車防止及び自転車盗難防止の注意喚起を行う立哨指導員による巡回

主な所管部署

生活安全課

■基本方針

火災や救急、自然災害発生時に市民の生命と財産を守るため、消防・救急業務体制の充実に努めます。消防施設の整備や設備の充実、人材の育成、緊急時に備えた環境整備の推進などにより、消防・救急能力を高めるとともに、消火・救急訓練などを通して市民の意識醸成を図ります。

■現状と課題

- ◇ 市民の生命、身体及び財産を守り、安心して暮らせるまちを目指し、1本部4署1分署体制をもって各種災害対応に取り組んでいます。
- ◇ 急速に進展する高度情報化、救急需要の増加、災害の複雑化・大規模化に適切に対応すべく、施設を整備強化するとともに、職員の育成及び確保、車両及び水利の整備に努めています。
- ◇ 発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下型地震などの大地震や台風・洪水等の大規模自然災害に備え、緊急消防援助隊の機能強化や茨城県広域としての連携強化が重要です。さらに消防団を中核とした地域防災力の充実強化及び自主防災組織の活動を活性化していくことが必要となっています。
- ◇ 災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等環境の変化に的確に対応し、市民の安心・安全を確保することが求められています。「救える命を救う」ため、医療機関との連携強化、救急業務高度化の推進、応急手当の普及啓発推進など救急救命体制を充実・拡大させていく必要があります。また、少子高齢化に対応した救急業務のあり方について検討していく必要があります。
- ◇ CBRNE（化学：Chemical、生物：Biological、放射性物質：Radiological、核：Nuclear、爆発物：Explosive）によるテロ災害等多様化する災害に適切に対処するため、専門的な知識と技術、資機材が必要です。
- ◇ 防火管理の徹底と違対象物に対しての是正指導、また、違反処理を推進し建物の利用者に重大な消防法令違反を公表して、利用者が建物の危険性を判断できるように公表制度の構築を図る必要があります。
- ◇ 住宅用火災警報器¹の設置が義務化されてから10年が経過し、機器の取り替えの周知及び未設置住宅への設置促進を図る必要があります。また、大地震後の通電火災発生防止対策を図る必要があります。
- ◇ 老朽化が著しい各消防署庁舎について、計画的に更新整備することが必要となっています。

¹ 住宅用火災警報器 火災報知機の一つで、主に一般住宅に設置されるもの。一般住宅への設置義務化は2004年の消防法改正で盛り込まれた。

■消防力の現状

(平成29年4月1日現在)

区分	常備消防							消防団	
	署所	ポンプ自動車	化学車	はしご車	救助工作車	救急車	職員	分団	団員
基準	5	10	1	2	1	6	283	38	629
現有	5	10	1	2	1	6	185	38	535
充足率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	65%	100%	85%

資料：消防本部

■火災の発生状況

区分	年	24	25	26	27	28
出火件数		34	49	49	32	29
建物火災件数		22	28	26	23	19
死傷者(死者数)		5(0)	12(5)	9(4)	11(1)	8(3)
損害額(千円)		292,924	33,991	39,314	99,325	55,303
全火災による、1件当たりの損害額(千円)		8,615	694	802	3,104	1,907
人口1万人当たり火災件数	市	2.4	3.4	3.5	2.3	2.1

資料：消防本部

■救急出動件数の状況

区分	年	24		25		26		27		28	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
火災		24	6	30	8	35	6	31	11	29	13
自然災害		1	1	2				1		1	1
水難事故		8	2	10	4	11	4	9		3	2
交通事故		921	936	809	817	800	823	826	846	776	803
労働災害		53	49	48	47	69	67	57	57	63	63
運動競技		16	15	20	22	25	25	17	17	21	18
一般負傷		912	812	954	893	913	875	876	823	912	850
加害事故		53	45	56	46	49	48	44	42	56	43
自損行為		125	55	119	68	82	51	65	48	74	38
急病		4,810	4,054	4,555	4,096	4,559	4,218	4,344	4,021	4,566	4,239
その他	転院搬送	434	428	407	406	414	413	405	404	454	452
	医師搬送	3		2				2		2	
	資機材搬送					1					
	その他	125	1	98	1	66	2	109	2	109	3
合計		7,485	6,404	7,110	6,408	7,024	6,532	6,786	6,271	7,066	6,525

資料：消防本部

成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
救急・消防体制に関する市民満足度	45.5%	現状維持	○	○	◎
救急・消防体制の充実への取組成果を表す指標です。市民の安心・安全のため、更なる救急・消防体制の充実により、現状の高い水準を維持することを目標とします。					
心肺停止傷病者の社会復帰率	14.2%	現状維持	○	○	◎
救急業務の充実への取組成果を表す指標です。目撃有心原性心肺停止傷病者の社会復帰率現状維持を目標とします。					
救急救命士数	42名	48名	△	△	◎
救急業務の充実への取組成果を表す指標です。救急業務の高度化・救急体制の強化を推進するため、実働救急救命士48名を目標とします。					
予防技術資格認定者数	27名	108名	△	△	◎
防火査察、消防用設備・危険物規制事務の充実への取組成果を表す指標です。市民が安心・安全に建物を利用するため、予防力の強化を推進します。					

施策の内容

施策 1

<p>消防力の充実</p>	<p>計画的な消防署施設の更新整備、消防車両の更新、配備や水利の不足している地域等への消防水利施設の整備を図るとともに、職員に対し各種研修による消防技術の向上や資格取得を推進し、消防力の充実を図ります。</p> <p>また、大規模災害等において重要な役割を担う消防団の人員確保及び施設、装備の充実を図るとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化や自主防災組織の活動の活性化など、地域における防災体制の強化を図ります。</p>
----------------------	---

施策 2

<p>救急・救助業務の充実</p>	<p>救急需要の増加、救急業務の高度化に伴い、指導救急救命士、土浦地区メディカルコントロール協議会及び各医療機関と連携して救急救命士を含めた救急隊員の質の向上を図るとともに、救命率向上のため市民に対しAED¹を活用した応急手当の普及啓発を行います。</p> <p>また、高度な知識及び救急救助技術を備えた救助隊員の育成と高度救助資機材の更新整備を図ります。</p>
--------------------------	---

¹ **AED** AEDは、Automated External Defibrillatorの頭文字をとったもので、日本語訳は自動体外式除動器という小型の器械で、体外(裸の胸の上)に貼った電極のついたパッドから自動的に心臓の状態を判断するもの。不整脈を起こしていれば、電気ショックを心臓に与えることで、心臓の状態を正常に戻す機能を持っている。

施策3

予防行政の強化	不特定多数の人を収容する施設等に的確な査察及び違反処理を行うため、予防技術資格者の育成に努めます。 また、建物の重大な消防用設備設置違反を公表することで、建物利用者等が危険性を判断できる公表制度の構築を図ります。
---------	---

施策4

防火意識の高揚	市民に対する各種訓練や催し物、年間を通しての戸別訪問等により防火意識の高揚に努めます。また、住宅火災による死者の発生を防止するため、全ての住宅に火災警報器の設置及び、10年が経過した住宅用火災警報器の取り換えを促進します。また、通電火災を防止するための感震ブレーカーの普及啓発に努めます。
---------	--

主要事業

事業名	事業概要
消防力の充実	<ul style="list-style-type: none">・消防車両更新整備・消防水利施設の整備・消防職員研修や資格取得の促進・消防団員の確保や施設・装備の充実・地域防災力の強化・消防署施設の更新整備
救急・救助業務の充実	<ul style="list-style-type: none">・医療機関等との連携強化及び指導救急救命士の養成・応急手当普及啓発の継続・高度救助資機材の整備及び救助隊員の養成
予防行政の強化	<ul style="list-style-type: none">・査察、違反処理の強化(違反処理体制の整備と違反対象物の是正)・住宅火災防止推進活動(住宅防火・防災機器の普及啓発活動)

主な所管部署

消防本部



集団災害訓練

第4項

市民の安全な移動を支える 交通安全対策の推進

2-1-4

基本方針

誰もが安全に移動することができるように、道路ストックの維持管理や交通安全施設の整備を進め、人と車にやさしい交通社会の構築を図ります。

また、広報活動や交通安全教育を通じて交通安全に対する市民意識の啓発を図るとともに、交通安全施設の整備を推進します。

現状と課題

- ◇ 本市における人身交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、年間800件程度の人身交通事故が発生しています。また、全国的に通学路の安全確保や高齢者の交通事故対策が喫緊の課題であり、ハード面・ソフト面の双方における交通安全対策の推進が求められています。
- ◇ 安全で円滑、快適な交通社会を実現するためには、歩行者や自転車利用者が安心して通行できる環境と、自動車が円滑に走行できる道路交通環境を整備する必要があります。また、市民生活を支える身近な道路は、路線の特性に応じて、快適で安全な歩行空間を確保するための歩道の整備や、誰もが通行しやすいバリアフリー化等を推進し、歩行者にやさしい道路環境づくりが求められています。
- ◇ 安全な交通社会の実現には、市民一人ひとりが交通安全思想を持つことが重要であり、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に向け、広報啓発活動を一層充実させる必要があります。
- ◇ 放置自転車等の撤去台数は平成16年度の1,405台をピークとして、371台(平成28年度現在)にまで減少していますが、今後も都市の良好な交通環境の確保を図り、市民の安全な生活環境を保持するため継続して取り組む必要があります。
- ◇ 万が一交通事故の発生した場合に備えた制度について、周知活動を行うとともに、交通事故に遭われた方への援助が求められています。

■人身交通事故発生件数の推移

(各年12月31日現在、単位：件、人)

区分	年	24	25	26	27	28
	発生件数		945	876	877	845
死傷者数	死者数	6	6	7	5	8
	負傷者数	1,233	1,118	1,088	1,069	1,054
	合計	1,239	1,124	1,095	1,074	1,062

資料：生活安全課

■高齢者交通事故発生件数の推移

(各年12月31日現在、単位：件、人)

区分		年	24	25	26	27	28
発生件数			240	240	258	248	256
死傷者数	死者数		3	3	5	4	2
	負傷者数		164	120	148	133	149
	合計		167	123	153	137	151
人身交通事故発生件数構成率			25.4%	27.4%	29.4%	29.3%	31.3%

資料：生活安全課

■県民交通災害共済制度の加入状況

(単位：人、%)

区分		年度	24	25	26	27	28
加入者数			7,817	6,853	3,392	3,322	3,244
内訳	一般		3,255	2,971	2,746	2,817	2,750
	中学生以下		4,562	3,882	646	505	494
加入率(%)			5.5	4.8	2.4	2.3	2.3

資料：生活安全課

■成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
人身交通事故発生件数	818件	374件	◎	◎	◎
安全な道路環境等の実現を象徴する人身交通事故の発生状況を表す指標です。人身交通事故発生件数を継続して減少させることを目標とします。(過去3年間の平均減少数を継続する。)					
高齢者に関する人身交通事故件数の構成率	31.3%	現状維持	◎	◎	◎
人身交通事故における高齢者に関する事故が占める割合を表す指標です。高齢者に関する事故が増加傾向にある中で、現状維持を目標とします。					
交通安全教室の開催数	26回/年	57回/年	◎	◎	◎
救急業務の充実への取組成果を表す指標です。救急業務の高度化・救急体制の強化を推進するため、実働救急救命士48名を目標とします。					
県民交通災害共済加入率	2.3%	現状維持	◎	◎	◎
交通安全に対する相互扶助体制の実現状況を表す指標です。加入者が減少傾向にある中で、現状値の維持を目標とします。					

■施策の内容

施策1

交通安全施設の整備充実	<p>通学路、生活道路などの安全を確保するために、危険箇所を把握し、カーブミラーや路面標示、歩道などの交通安全施設の整備を進めます。</p> <p>また、信号機・横断歩道の設置、速度規制などを警察に要望します。</p>
-------------	---

施策2

交通安全意識の啓発	<p>警察、関係機関及び地域との密接な連携を図り、講習会、街頭活動、広報紙等による広報活動などを徹底することにより、交通安全意識の高揚に努めます。</p> <p>特に幼児、児童、生徒、高齢者に対して、交通安全教育を推進します。</p>
------------------	---

施策3

道路環境の形成	<p>関係機関と調整を図りながら、歩道の設置、路肩のカラー舗装、交差点の改良など安心できる歩行空間の確保に努めます。</p>
----------------	--

施策4

放置自転車対策の推進	<p>駅周辺における自転車駐車場の整備や指導員の配置、土浦市自転車等の放置防止に関する条例に基づく自転車等放置禁止区域での放置自転車等の撤去などによる対策を継続します。</p>
-------------------	--

施策5

交通事故被害者対策	<p>万が一の交通事故に備えて、県民交通災害共済への加入促進に努めます。</p>
------------------	--

主要事業

事業名	事業概要
交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・カーブミラーなどの交通安全施設の整備 ・通学路、生活道路の歩道等の整備
放置自転車対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車撤去 ・放置自転車防止のための注意喚起立哨

主な所管部署

生活安全課 道路課 指導課



交通安全教室

第5項

雨水等による浸水被害に強いまちづくり

2-1-5

基本方針

関東・東北豪雨による常総市鬼怒川水害をはじめ、大型台風による大雨、ゲリラ豪雨など、県内においても異常気象に起因する水害リスクが年々高まってきています。こうした雨水による浸水被害対策のため、河川の改修、都市下水路の整備、雨水排水施設・設備の適切な維持管理と併せて、内水ハザードマップ¹の活用により、平常時から市民の自助意識・防災意識の醸成を図ります。

現状と課題

- ◇ 近年、国内では異常気象ともいえるようなゲリラ豪雨の発生がみられ、本市においても記録的な集中豪雨が発生し、内水による浸水被害が頻繁に発生しています。
- ◇ 河川は、水と緑の自然環境を構成する重要な要素であるとともに市民生活や生産活動と密接に結びついています。一方、近年の集中豪雨に伴う都市部での排水が問題となっており、その流末となる河川の改修が課題となっています。
- ◇ 本市を流れる一級河川は、桜川をはじめとして8河川、総延長約38kmで、順次、改修事業が進められていますが、未整備区間も多く残っており、今後も計画的に河川改修を促進していく必要があります。
- ◇ 現在、本市では8ヶ所の下水道雨水ポンプ場が稼動しており、台風時の大雨や集中豪雨に対応しています。市民が安心して暮らせるよう、計画的な雨水排除対策を推進するとともに、施設・設備の適切な老朽化対策を図る必要があります。
- ◇ また、内水ハザードマップの活用を進めることにより、被害の縮小化と市民の自助意識・防災意識の向上を図る必要があります。

■下水道ポンプ施設の状況

(平成29年3月31日現在)

名称	種別	計画		整備済		稼動年
		ポンプ数(台)	能力(m ³ /min)	ポンプ数(台)	能力(m ³ /min)	
亀城ポンプ場	合流	5	326.0	5	326.0	昭和41年
桜川ポンプ場	合流	4	208.8	4	208.8	昭和45年
塚田ポンプ場	雨水	4	680.0	4	680.0	昭和54年
川口ポンプ場	雨水	4	148.0	4	148.0	昭和59年
港ポンプ場	雨水	4	282.0	4	282.0	昭和63年
川口川ポンプ場	雨水	2	36.0	2	36.0	平成5年
木田余ポンプ場	雨水	4	1,200.0	2	306.0	平成11年
新川ポンプ場	雨水	5	1,170.0	3	538.8	平成14年

資料：下水道課

¹ 内水ハザードマップ 内水氾濫ハザードマップのこと。「内水氾濫」は集中豪雨によって大量の雨水が下水管から溢れたり、地下街に流れ込んだりすること。

■河川の改修状況

(平成29年3月31日現在)

河川名	市内延長(m)	改修箇所	改修延長(m) (27年度まで)	改修率(%)
乙戸川	3,250	両岸	1,620	49.8
花室川	4,650	両岸	4,650	100
備前川	3,800	両岸	3,800	100
上備前川	2,830	両岸	2,830	100
桜川	13,000	両岸	13,000	100
新川	2,400	両岸	1,000	41.7
天ノ川	6,730	両岸	6,730	100
境川	1,550	両岸	1,264	81.5

資料：茨城県

■成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
ポンプ場の改築数	4	8	△	△	◎
下水道ストックマネジメント計画 ¹ により適正な施設の修繕・改築を実施することにより、所定の耐用年数を新たに確保することを目標とします。					

■施策の内容

施策 1	
河川の整備	自然環境保全との整合性を図りながら、増水時における安全対策のため桜川の河道掘削、乙戸川・境川・新川等の河川改修を促進します。
施策 2	
都市下水路の整備	市街化の進展や異常気象に伴うゲリラ豪雨により、道路冠水等が発生していることから、雨水排除が速やかに行われるよう、計画的な都市下水路の整備を推進します。
施策 3	
総合的な雨水排除対策の推進	内水ハザードマップの活用により浸水想定区域を周知し、被害の縮小と市民の自助意識・防災意識の向上を図ります。 また、浸水被害の縮小を図るため、雨水貯留・浸透施設の整備を推進します。

¹ 下水道ストックマネジメント計画 下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理するための計画。

施策4

既設下水道雨水ポンプ場の整備	施設、設備の老朽化の進んでいる下水道ポンプ場及び管渠について下水道ストックマネジメント計画を策定し、事業費の平準化を図るとともに、点検・調査、修繕・改築を実施することにより、施設管理の最適化・長寿命化を図ります。 また、適切な維持管理の下、雨水排水機能の充実を図ります。
----------------	--

施策5

公共下水道(雨水)整備事業	浸水地域解消のため、計画的に雨水幹線の整備を進めます。
---------------	-----------------------------

主要事業

事業名	事業概要
河川の整備	・桜川の河道掘削要望及び乙戸川、境川、新川の整備促進
都市下水路の整備	・西根・竹の入都市下水路等の整備 ・小規模排水路の整備
総合的な雨水排除対策	・一般住宅での雨水貯留及び浸透施設対策 ・公共事業及び公共施設の雨水浸透対策と雨水貯留施設の整備
雨水ポンプ場の改築整備	・港ポンプ場改築対策事業
公共下水道雨水排水路の整備	・公共下水道木田余排水区整備事業 ・公共下水道神立菅谷排水区整備事業
下水道ストックマネジメント事業の推進	・下水道ストックマネジメント計画策定 ・下水道施設修繕、改築整備

主な所管部署

道路課 下水道課

第6項 消費生活の安全の確保

2-1-6

基本方針

高度情報通信社会の進展や消費生活のグローバル化などにより、消費生活をめぐる問題が複雑化しています。消費者被害の未然防止のため、消費者への情報提供の充実や消費者教育の推進を図るとともに、消費者団体の育成、支援により、自立した賢い消費者の育成を図ります。

また、全国消費生活情報ネットワーク¹の活用や消費生活相談員の研修などにより、巧妙化する消費者トラブルの相談業務の充実を図ります。

現状と課題

- ◇ 消費者を取り巻く環境は、高度情報通信社会の進展や消費生活のグローバル化などにより、消費生活をめぐる問題もますます多様化、複雑化しており、被害の未然防止のための消費者教育の推進や啓発、被害発生時の相談体制の充実を図る必要があります。
- ◇ 平成28年度における消費生活に関する相談の件数は、1,113件で、架空請求・不当請求に関する相談が特に多く寄せられています。
- ◇ 多様化・複雑化する消費生活問題に対し、消費者側が自主的に取り組むことが重要であることから、消費者団体の育成・支援、消費者のリーダー役の育成が必要となっています。

消費生活相談件数の推移

(単位：件)

年度	22	23	24	25	26	27	28
件数	1,130	1,095	1,104	1,144	1,216	1,271	1,113

資料：消費生活センター

¹ 全国消費生活情報ネットワーク 独立行政法人国民生活センターが運営する情報ネットワーク。国民生活センターと全国の消費生活センターを結び、消費者からの相談を円滑に行うと同時に、情報を蓄積し、その予防に努めるために設置された。

■商品別商談件数の推移

(単位：件)

順位	22年度		23年度		24年度	
	1	金融・保険サービス	251	運輸・通信サービス	230	運輸・通信サービス
2	運輸・通信サービス	182	金融・保険サービス	207	金融・保険サービス	210
3	教養娯楽品	84	工事・建築・加工	67	教養娯楽品	86
4	商品一般	63	教養娯楽品	65	レンタル・リース・貸借	61
5	レンタル・リース・貸借	59	レンタル・リース・貸借	60	食料品	55
6	土地・建物・設備	48	食料品	56	工事・建築・加工	40
7	食料品	47	土地・建物・設備	49	他の役務	40
8	工事・建築・加工	45	商品一般	39	教養・娯楽サービス	39
9	保健・福祉サービス	38	住居品	39	土地・建物・設備	38
10	教養・娯楽サービス	36	教養・娯楽サービス	39	商品一般	34
順位	25年度		26年度		27年度	
1	運輸・通信サービス	246	運輸・通信サービス	302	運輸・通信サービス	332
2	金融・保険サービス	189	金融・保険サービス	161	金融・保険サービス	125
3	食料品	98	商品一般	92	他の役務	125
4	教養娯楽品	77	教養娯楽品	73	商品一般	92
5	商品一般	53	他の役務	55	食料品	47
6	レンタル・リース・貸借	49	食料品	54	レンタル・リース・貸借	46
7	他の役務	45	土地・建物・設備	51	車両・乗り物	42
8	住居品	40	住居品	50	工事・建築・加工	42
9	保健・福祉サービス	37	被服品	46	土地・建物・設備	40
10	工事・建築・加工	34	保健・福祉サービス	41	被服品	39

資料：消費生活センター

■成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
消費生活講座等参加者数	2,673人/年	現状値以上	◎	◎	◎
自立した賢い消費者の育成状況を表す指標です。市民の積極的な参加により、賢い消費者・自立する消費者が現状より増えることを目標とします。					
消費生活相談件数	1,113人/年	現状値以上	◎	◎	◎
消費者トラブルの未然防止と相談業務の充実を図る指標です。年々巧妙化する消費生活トラブルの未然防止対策として、相談件数が現在より、徐々に増えることを目標とします。					

■ 施策の内容

施策 1

消費者教育と啓発の充実	高度情報化社会の中で、情報収集及び的確かつ迅速な対応が求められていることから、消費生活展の開催やホームページ等の活用により更なる消費者情報の充実を図るとともに、県消費生活センターとの連携を強化し、的確かつ迅速な対応を図ります。
-------------	---

施策 2

相談業務の充実	高齢者などの消費者取引に関わるトラブルの増加、悪質業者の勧誘手口の巧妙化に伴う相談の増加などに対応するため、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIOネット）を活用するとともに、消費生活相談員の知識や相談技法のレベルアップに努め、相談業務の充実を図ります。
---------	---

施策 3

消費者団体の育成・支援	消費者団体を育成・支援することにより、消費者団体の自主的な取組を促進します。
-------------	--

施策 4

消費生活モニターの育成	安心して安全な消費生活のために、消費者問題に関する行政とのパイプ役や地域の消費者のリーダー役として、消費生活モニターを育成します。
-------------	---

■ 主要事業

事業名	事業概要
消費者への啓発推進	・消費生活展の開催 ・出前講座の推進・広報及びホームページでの情報発信
相談業務の充実	・消費相談員の研修の充実 ・関係団体との連携

■ 主な所管部署

生活安全課

第2節

心豊かな教育・文化・スポーツの まちづくり



かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソン

第1項

生きる力と確かな学力を育む 学校教育の充実

2-2-1

基本方針

学校・家庭・地域の連携のもと、子どもたち一人ひとりの「生きる力」と「確かな学力」を育み、次代を担う人材の育成を図ります。主体的な学習態度の醸成や、課題解決能力の獲得、体力づくりの推進を図るとともに、学校施設や学校給食の整備・充実に努めます。

また、幼稚園教育全体の更なる充実を図るため、市立幼稚園の適正配置を進めるとともに、義務教育9年間を見通した継続的かつ一貫性のある教育を展開する小中一貫教育を推進します。加えて、情報教育環境の変化に対応したICT（情報通信技術）の活用を推進します。

現状と課題

- ◇ 本市には、平成24年5月1日現在では、市立5園・私立15園の幼稚園があり、園児数は2,650人でしたが、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が施行されて以降、私立幼稚園10園が認定こども園に移行し、平成29年5月1日現在、市立5園・私立5園の園児数は1,022人という状況です。
- ◇ 就学前教育の重要性に鑑み、少子化が進行する中での幼児を取り巻く環境づくりを重視し、保護者、関係機関との連携を強める必要があります。幼稚園教育全体の更なる充実を図るため、市立幼稚園の適正配置が必要になります。
- ◇ 本市には、小学校19校、中学校8校があり、児童・生徒数は、平成24年5月1日現在11,556人でしたが、平成29年は10,536人と減少傾向にあります。全国的な少子化が進む中、児童生徒数の減少に伴い、地域間における学校規模に格差が生じています。そのため、教育条件、教育環境、学校運営等でさまざまな問題が生じることから、市内全域での教育の機会均等と公平性を確保する必要があります。本市では、新治地区の3つの小学校を統合し、新治中学校敷地内に施設一体型の義務教育学校を平成30年4月に開校するとともに、子どもたちのより良い教育環境の充実を目指して適正配置を検討しています。
- ◇ 知識の習得に止まることなく、自ら考え、判断し、表現する力を育み、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力などの確かな学力を身に付けさせる教育の充実が求められています。
確かな学力や豊かな心などの育成のために、市内全校での小中一貫教育を推進しています。
- ◇ いじめ等の問題行動の未然防止のため、児童生徒が好ましい人間関係をつくる能力を身に付ける必要があります。また、児童生徒及びその保護者の悩みや不安に対処するため、関係機関との連携を図りながら、改善に向けて個別の支援を充実させていく必要があります。
- ◇ 家庭環境の変化や子どもたちだけで遊ぶ機会の減少などから、児童生徒の日常生活における運動の機会や場が減少しており、学校体育活動の中で、体力づくりを推進する必要があります。

- ◇ スマートフォンなど情報機器の普及、外国人と身近に接する機会の増加など、子どもを取り巻く社会環境は急激に変化しています。このような変化に適切に対応できるような教育の充実が求められています。
- ◇ 特別な支援を要する幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加ができるよう、医療、保健、福祉、教育の関係機関が連携を強化し、支援体制を整備する必要があります。市立幼稚園や小中学校では、当該児童等を指導する教員を補助する職員として、特別支援教育支援員を配置しています。
- ◇ 食生活を取り巻く社会環境の変化から、子どもたちの食習慣の乱れやそれに伴う健康への影響が懸念されています。生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育てていくため、新たに整備される給食センターの機能を活かしながら、学校における食育をより一層進め、子どもたちの健全な食生活を確立していく必要があります。
- ◇ 市内には、私立1校の中学校、私立1校の中等教育学校、県立5校、私立3校の高等学校があり、平成29年の生徒数は中学校(中等教育学校の前期課程を含む)が636人、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)が8,922人で、市外からも多くの生徒が通っています。また、大学1校、短期大学1校では、1,734人の学生を受け入れ、専門的な知識や技術を学んでいます。それらの人的資源を活用し、小中学校の学習の充実やキャリア教育¹の推進などが求められています。
- ◇ 学校施設の耐震化への対応は非構造部材を除き完了したものの、学校の老朽施設の改修を図るとともに、多様な学習形態とより良い学習環境に対応する学校施設の質的向上が求められています。

■幼稚園設置状況と就園率の推移

(各年5月1日現在、単位：人)

区分 年	幼児人口 A	幼稚園数			入園児童数 B			入園定数			就園率 B/A
		公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	
24	3,745	5	15	20	305	2,345	2,650	620	2,635	3,255	70.8%
25	3,586	5	15	20	288	2,245	2,533	600	2,695	3,295	70.6%
26	3,526	5	15	20	246	2,282	2,528	600	2,625	3,225	71.7%
27	3,463	5	6	11	206	1,088	1,294	600	1,150	1,750	37.4%
28	3,467	5	6	11	200	1,036	1,236	600	1,150	1,750	35.7%
29	3,365	5	5	10	143	879	1,022	600	975	1,575	30.4%

※子ども・子育て支援新制度施行に伴い、平成27年度より私立幼稚園15園のうち9園、平成29年度より1園が認定子ども園へ移行

※公立幼稚園5園のうち3園は、平成29年度より年長(5歳児)学級のみ編成

資料：教育総務課

¹ **キャリア教育** キャリア(経験)を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。

■児童・生徒数の推移

(各年5月1日現在)

区分		年	24	25	26	27	28	29
総人口(人)			143,285	142,909	142,003	141,390	140,298	139,610
小学校 19校	児童数(人)		7,742	7,635	7,483	7,342	7,096	7,001
	対前年比(%)		98	99	98	98	97	99
	学級数		299	301	298	299	293	292
	1学級当たり児童数		26	25	25	25	24	24
	1校当たり人口(人)		7,164	7,145	7,474	7,442	7,384	7,348
中学校 8校	生徒数(人)		3,814	3,819	3,769	3,692	3,587	3,535
	対前年比(%)		99	100	99	98	97	99
	学級数		125	130	128	129	125	124
	1学級当たり生徒数		31	29	29	29	29	29
	1校当たり人口(人)		17,911	17,864	17,750	17,674	17,537	17,451

※平成25年度以前の小学校数20校

資料：教育総務課

■義務教育施設の状況

(平成29年5月1日現在)

区分	学校数	学級数	児童・生徒数	1学級当たり児童・生徒数	教師数	教師1人当たり児童・生徒数	屋内運動場	プール	柔剣道場	校舎(m ²)
小学校	19	292	7,001	24	429	16	19	19	—	86,416
中学校	8	124	3,535	29	239	15	8	8	8	46,164
合計	27	416	10,536	—	668	—	27	27	8	132,580

資料：教育総務課

■市内私立中学校・中等教育学校の状況

(平成29年5月1日現在)

区分	学校数	学級数	生徒数(人)		
			男	女	計
私立中学校	1	11	148	180	328
私立中等教育学校	1	22	295	294	589
	・前期課程		164	144	308
	・後期課程		131	150	281
合計	2	33	443	474	917

資料：教育総務課

■市内高等学校の状況

(平成29年5月1日現在)

区分	学校数	学級数	生徒数(人)		
			男	女	計
県立高校	5	108	2,298	1,920	4,218
私立高校	3	129	2,436	1,987	4,423
合計	8	237	4,734	3,907	8,641

資料：教育総務課

■高等学校への進学状況

区分 \ 年	23	24	25	26	27	28
中学校卒業生(人)	1,263	1,304	1,254	1,272	1,297	1,191
進学者(人)	1,224	1,265	1,210	1,249	1,284	1,172
進学率(%)	96.9	97.0	96.5	98.2	99.0	98.4

※特別支援学校進学は除く

資料：指導課

■大学・短期大学の状況

(平成29年5月1日現在)

区分	学校数	学部・学科名	生徒数(人)
短期大学	1	保育科	209
大学	1	産業社会学部 社会福祉学科	1,490
		医療保健学部 理学療法学科	
		〃 看護学科	
		〃 保健栄養学科	
		〃 診療放射線学科	
		〃 臨床検査学科	
〃 医療技術学科			

※医療保健学部診療放射線学科は平成25年4月、同臨床検査学科は平成26年4月、同医療技術学校は平成28年4月開設

資料：教育総務課

■成果指標・目標値

「小学校」には義務教育学校前期課程、「中学校」には義務教育学校後期課程を含む。

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
年間50冊以上の本を読んだ児童の割合(4~6年) 年間30冊以上の本を読んだ生徒の割合(7~9年)	小学校61.2% 中学校14.0%	小学校65% 中学校16%	◎	△	◎
読書活動を通して子どもたちに豊かな人間性や国語力を育むことを目指した指標です。県の事業「みんなにすすめたい1冊の本」と連携し、読書量の確保に努めます。					
茨城県学力診断のためのテスト4教科 平均正答率(3~6年) 茨城県学力診断のためのテスト5教科 平均正答率(7~9年)	小学校71.2% 中学校61.0%	小学校75% 中学校65%	◎	△	◎
その年度に学習した内容についての定着度を測るための指標です。基礎的・基本的な知識・技能から活用力まで測定する設問により、各学校及び市全体の課題を明確にし、その対応策について検討します。					
「自分にはよいところがある」と思う 児童の割合(6年) 「自分にはよいところがある」と思う 生徒の割合(9年)	小学校77.9% 中学校71.5%	小学校80% 中学校75%	◎	△	◎
将来の日本を担う子どもたちが、自分の価値を認識して相手の価値を尊重しながら、他者と協働して充実した人生を歩めるよう、自己肯定感の向上を目指します。					

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
「学校に行くのは楽しい」と思う児童の割合(6年) 「学校に行くのは楽しい」と思う生徒の割合(9年)	小学校86.2% 中学校84.0%	小学校90% 中学校85%	◎	△	◎
学ぶ楽しさの感じられる授業や好ましい人間関係づくりなど特色ある学校づくりを進めることで、学校が楽しいと感じられる児童生徒の増加を目指します。					
体力テスト総合評価A+Bの 児童生徒の割合	小学校48.2% 中学校52.7%	小学校60% 中学校60%	◎	△	◎
子どもの体力増進のための取組成果を表すための指標です。体育の授業や日常の学校生活の中で体力づくりを進め、小中学校及び義務教育学校では60%を目標とします。					
栄養教諭を活用した食に関する授業を 実施している学校の割合	74%	100%	◎	△	◎
望ましい食習慣の形成と食の自己管理能力を育むために、栄養教諭等の専門性を活かした授業を全ての学校を対象に行います。					

施策の内容

施策 1

幼児期の教育の推進	<p>就学前教育の重要性に鑑み、子どもたちのよりよい教育環境の充実を目指すため、市立幼稚園の再編計画を推進するとともに、幼稚園・保育所と小学校との連携や地域との相互交流を図り、集団生活に必要な基本的な生活習慣や態度及び社会性を養う教育を推進します。また、保護者への啓発や学ぶ機会の提供など家庭教育に関する支援を推進し、家庭における教育力の向上を図ります。</p>
------------------	---

施策 2

特色ある学校づくり	<p>学校長のリーダーシップと教職員の資質の向上を図り、特色ある学校づくりを促進します。</p> <p>また、適切な学校評価を実施し、その結果を踏まえて、学校、家庭、地域社会が相互に連携し合う「魅力ある開かれた学校づくり」を推進し、学校運営の改善に努めます。</p> <p>小中一貫教育を推進し、学校が主体性や創意工夫に努め、児童生徒の発達段階を考慮しながら、郷土愛を育むとともに、心豊かに個性を発揮できるたくましい子どもの育成に努めます。</p>
------------------	--

施策 3

教育内容の充実	<p>知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう力・人間性のかん養に向け、基礎基本の確実な定着を図る「分かる授業づくり」の実践、個に応じた指導の充実を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」を通して能動的に学び続けるための環境を整備します。</p> <p>キャリア教育・英語教育・プログラミング教育などを進め、将来を見通して必要な力の育成に努めます。</p>
----------------	---

施策4	
豊かな心を育む教育の推進	<p>人間としてのあり方や生き方についての考えを深められる体験的な活動を取り入れ、相手を思いやる心やたくましく生きる心を育てるとともに、学校教育全体を通じた道徳教育の充実を図り、人権尊重の意識を高め、心の教育を推進します。</p> <p>これらの活動を家庭や地域に積極的に公表し、いじめや不登校を含めた生徒指導上の課題について社会全体で見守る体制の推進を図ります。</p>
施策5	
健康・体力の増進	<p>生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現に努めます。また、多様なスポーツとの関わりと関連させて運動やスポーツへの関心を高め、運動の習慣化に努めます。</p>
施策6	
社会の変化に適切に対応できる教育の推進	<p>社会の変化に適切に対応できるよう、よりよい環境を創造するための資質を育てる環境教育、情報活用能力や情報モラルを身につけさせるための情報教育、望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育、コミュニケーション能力の育成を図る国際理解教育等に対応した教育の充実を図ります。</p>
施策7	
特別支援教育の推進	<p>教育上特別の支援を要する幼児・児童・生徒が、その障害の状態や発達段階等に応じた適切な教育が受けられるよう、医療、保健、福祉、教育等専門機関との連携のもと、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、自立や社会参加ができるよう特別支援教育の充実に努めます。</p>
施策8	
学校給食の充実	<p>衛生的で栄養のバランスがとれた給食の充実と施設・設備の適正な管理を図るとともに、新学校給食センターの施設整備を進め、安心・安全な学校給食を目指します。</p> <p>学校給食の食材については、地産地消を積極的に取り組みながら、食育に関する指導の充実に努めます。</p>
施策9	
学校施設やICT機器の整備・充実	<p>耐震診断により基準を満たしている校舎等や新耐震基準で建築された校舎等の老朽化も著しいことから、計画的な維持修繕を徹底し、また文部科学省規定の長寿命化計画を策定し、現代の社会的要請に応じた学校施設の長寿命化を推進することにより学習環境の向上を図ります。</p> <p>学校施設については、非構造部材の耐震化を引き続き進めるとともに、老朽化した校舎等の計画的な改修を図ります。</p> <p>小中学校の普通教室と理科教室に100%整備を完了した電子黒板等のICT機器については、デジタル教科書の活用に向けて、タブレット端末の整備を進めます。</p>

施策10

小学校の適正配置	小学校適正配置等実施計画に基づき、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備と学校教育の充実を図ります。
----------	---

主要事業

事業名	事業概要
幼稚園教育振興事業	・特色ある園づくり研究委託
幼稚園計画訪問	・幼稚園の教育活動全般における訪問指導
市立幼稚園再編計画の推進	・幼稚園教育全体の更なる充実 ・土浦市幼稚園連絡協議会の開催
小中一貫教育推進事業	・9年間を見通した教育、キャリア教育、Web会議システム及び協働学習ツールの活用推進
学力向上対策事業	・土浦市標準学力調査、学びの広場、理科支援員配置事業
道徳教育を核とした心の教育	・道徳教育推進教師を中心とする、学校全体で取り組む道徳教育の充実
いじめ防止対策の強化	・いじめ防止基本方針に基づく教育活動の推進
教育相談室管理運営事業	・不登校児童生徒及び保護者への支援
健やかな体を育む教育の推進	・体力アップ推進プランの策定と推進 ・体力テストの分析・改善
キャリア教育の推進	・9年間を通した系統的・計画的なキャリア教育、職場体験学習
特別支援教育推進事業	・特別支援連携協議会、教員研修、巡回相談、学生支援員派遣、「相談支援ファイルつちうら」の活用
教育支援委員会の開催	・教育上特別の支援を要する幼児・児童・生徒の適正な就学への教育支援
特別支援教育支援員の配置	・特別な支援を要する幼児・児童・生徒の能力向上や自立、社会参加に向けた支援体制
学校給食の充実	・学校給食センター再整備事業
学校施設等の整備・充実	・非構造部材耐震化事業、大規模改造事業、長寿命化計画策定 ・ICT機器の整備、充実
情報教育の推進	・ICT機器やデジタル教科書を効果的に活用した分かる授業 ・情報モラル教育の充実 ・教員のICT活用能力の向上・浸透 ・メディアリテラシー ¹ の育成
小学校適正配置の推進	・よりよい教育環境の整備と学校教育の充実

主な所管部署

教育総務課 学務課 指導課

¹ メディアリテラシー 世の中にある多くの情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。

基本方針

地域において生涯にわたり学ぶことができる環境づくりのため、地区公民館等の生涯学習拠点と学習支援機能の充実を図ります。

また、生涯学習の新たな拠点となる新図書館の活用をはじめ、各種講座の展開や、団体・指導者の育成など総合的に生涯学習を推進します。

現状と課題

- ◇ 本市には、8つの中学校区毎に設置された地区公民館のほか、図書館や生涯学習館、博物館等の生涯学習施設があり、そこで、数多くの特色ある講座を開講しています。また、地区公民館等では444の同好会が結成されており、それぞれの地域で盛んに活動しています。しかしながら、各施設の老朽化が課題となっていることから適切な維持管理が求められています。
- ◇ 市民の多様な学習ニーズへの対応や、若い年代層にも魅力的な学習メニューの開発、多忙な世代の人たちも参加しやすい事業の整備など市民一人ひとりが行う学習に対しての意欲を高めるための学びの機会の充実が求められています。
- ◇ 学習によって得た成果を学習発表やまちづくりへの参画などにより、実践・活用につなげていくことが求められています。
- ◇ 家庭教育力・地域教育力の低下などが懸念されることから、これらに対処するため、生涯学習活動が円滑に行えるよう学習施設や学習環境・学習情報ネットワーク等の整備を進めるとともに、学校・家庭・地域・民間団体などとの連携を市民と協働しながら進めていくことが必要となっています。
- ◇ 平成29年度にオープンした新図書館については、生涯学習に対する市民意識の高まりから、読書活動や課題解決等に役立ち、あらゆる利用者層の多様なニーズに応じたサービスを提供する役割が求められています。
- ◇ 第2次土浦市子ども読書活動推進計画を指針とし、子どもの読書離れへの対応や家庭での読書活動推進、学校図書館の充実など施策の推進を図る必要があります。

■生涯学習施設の概要

施設名称		施設内容	面積(m ²)
公民館	一中地区公民館	鉄筋コンクリート造3階建	1,750
	二中地区公民館	鉄筋コンクリート造2階建	1,223
	三中地区公民館	鉄筋コンクリート造2階建	1,213
	四中地区公民館	鉄筋コンクリート造2階建	1,217
	上大津公民館	鉄筋コンクリート造2階建	725
	六中地区公民館	鉄筋コンクリート造2階建	1,219
	都和公民館	鉄筋コンクリート造2階建	1,243
	新治地区公民館	鉄筋コンクリート造2階建	1,888
荒川沖東部地区学習等供用施設		鉄筋コンクリート造2階建	362
荒川沖西部地区学習等供用施設		鉄筋コンクリート造2階建	334
藤沢集会所		木造平屋建	132
図書館		鉄骨造4階建(2~4階)	5,118
生涯学習館		鉄筋コンクリート造4階建	2,596

資料：生涯学習課

■地区公民館主催講座受講者数の推移

(単位：人)

公民館名	年度	24	25	26	27	28
	受講者数	受講者数	受講者数	受講者数	受講者数	受講者数
一中地区公民館	709	1,208	1,133	735	766	
二中地区公民館	695	838	829	802	961	
三中地区公民館	891	1,557	1,229	1,380	1,295	
四中地区公民館	823	1,192	1,617	794	631	
上大津公民館	1,194	956	966	749	1,042	
六中地区公民館	942	904	973	1,035	756	
都和公民館	839	886	932	923	1,036	
新治地区公民館	860	955	895	1,146	1,196	
合計	6,953	8,496	8,574	7,564	7,683	

資料：生涯学習課

■生涯学習館主催講座受講者数の推移

(単位：人)

年度	24	25	26	27	28
受講者数	2,712	2,952	2,389	2,227	2,782

資料：生涯学習課

■図書館資料総数及び貸出点数の推移

(単位：点、人)

年度	24	25	26	27	28
資料数(分館含む)	323,003	340,919	351,592	359,211	361,097
貸出数(分館含む)	424,108	449,893	487,584	505,584	484,069
利用者数	141,038	149,211	154,295	161,230	155,043

資料：図書館

成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
公民館及び生涯学習館主催 講座受講者数	10,465人/年	12,000人/年	◎	◎	◎
活発な学習活動を示す指標です。地域ニーズなどを勘案しながら、地域の大学や企業等との連携を強化して学習メニューを開発・提供することにより、市民の学習参加を増やし、学習満足度を高めることを目標とします。					
生涯学習関係同好会数	444団体	500団体	◎	△	◎
市民の自主的な生涯学習への参加を示す指標です。公民館や生涯学習館、博物館などで自主的な学習グループが結成されているので、それらの団体に適切な支援を行うことにより、さらに団体の育成を図ります。					
図書館の利用者数	155,043人/年	400,000人/年	◎	○	◎
活発な図書館活動状況を表す指標です。平成29年度の駅前移転に伴い利便性が上がることや、特色ある講座の開催など活発な事業展開により利用者が増加することを見込みます。					

施策の内容

施策 1

一人ひとりが行う 学習の充実	市内の大学や専門機関等との連携を強化し、郷土愛の醸成や市民生活の向上に関する学習メニューの開発など市民の学習欲求に対応できる学習機会を提供し、市民の知的好奇心の充足を図るとともに、これらの学習活動によって市民が土浦の魅力について認識を深めるための機会の充実を図ります。
-------------------	--

施策 2

地域社会とのつながりの 充実	人材活用や発表機会の充実などを図り、生涯学習活動によって会得した成果が地域社会で活用できる体制の整備を進めるとともに、まちづくりに関しての学習や人材育成を進め、地域で活躍し土浦を創る人材の育成に努めるなど、地域社会とのつながりの充実を図ります。
-------------------	--

施策 3

市民とともにつくる 生涯学習支援のしくみ	生涯学習施設・環境・学習情報ネットワークの整備・充実などとともに、学習活動を支える人材の育成や適切な学習団体への支援を進め、学校・家庭・地域・行政に加え、教育機関・専門機関や各種団体・企業等との連携による「地域力」の向上を図り、生涯学習が結ぶ住みたくなるまちづくりを目指します。
-------------------------	---

施策4

第2次土浦市子ども読書活動推進計画に基づく取組の推進

第2次土浦市子ども読書活動推進計画において子どもたちの豊かな心と生きる力を育むことを基本理念として、子どもが本に興味を持ち、楽しむ機会や環境を整え、読書活動に対する社会全体の理解と関心が高まるよう努めます。

施策5

図書館サービスの充実

多様なニーズに対応するため、平成29年度にオープンした新図書館の機能を十分に活かし、ビジネスや子育て、医療・健康、法律など市民の仕事や生活上の課題解決の支援、地域資料の収集・活用による情報発信などのサービスを充実させるとともに、様々な事業に対応可能な市民協働によるボランティアの育成・活用を推進することで、各種サービスの充実を図ります。

主要事業

事業名	事業概要
生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none">・第4次土浦市生涯学習推進計画の推進と進行管理・次期生涯学習推進計画の策定(平成34年度予定)・生涯学習活動団体への適切な支援
生涯学習講座の充実	<ul style="list-style-type: none">・各地区公民館、生涯学習館等主催講座の充実・大学・専門機関連携講座など魅力ある学習メニューの開発
子どもの読書活動推進	<ul style="list-style-type: none">・第2次土浦市子ども読書活動推進計画の推進と進行管理・学校支援事業の充実

主な所管部署

生涯学習課



図書館

第3項

豊かな人間性を培う青少年の健全育成

2-2-3

基本方針

青少年がより豊かな人間性を培う機会を提供するため、関係機関や家庭との連携のもと、地域ぐるみの指導・相談体制の充実を図ります。

また、子育て家庭を支援し、放課後の適切な生活の場を提供するため、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実を図ります。

現状と課題

- ◇ 少子化など家族形態の変化により、幼い頃からの子どもたち同志のコミュニケーションやふれあいが減少し、心の豊かさやたくましく生きる力に欠ける若者が増えつつあります。青少年期において、異なる年齢層との出会い・交流や、ボランティア活動等により豊かな社会性を養い、品位ある人格を形成するよう社会活動への参加を促進する必要があります。
- ◇ スマートフォンの急速な普及など、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、家庭内だけでなく、学校、地域社会がそれぞれの持つ教育機能を発揮しながら、互いに連携協力し、青少年の非行防止に努める必要があります。
- ◇ 放課後児童クラブは、平成29年5月現在で市内の全19小学校に設置されており、1,785人が入所しています。平成27年度から入所対象者が全学年に拡大されたことなどにより、放課後児童クラブへの入所希望者は、年々増加傾向にあります。今後、指導が困難な児童の受け入れなどに対応するため、支援員の確保と研修等の充実や施設の適切な維持管理による利用者のニーズに合わせたクラブの運営が必要となっています。
- ◇ 子どもたちに文化・体験活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する放課後子供教室は、市内の19小学校のうち11校で開所しており、更なる拡充を図る必要があります。また、子育て世代のニーズを踏まえ、放課後児童クラブとの一体型運営を進める必要があります。

■青少年施設の概要

施設名	敷地面積(m ²)	建物面積(m ²)	内容
青少年の家	31,620	1,353	青少年が共同生活を通して、自分の個性・能力を発見し、より豊かな人間性を培い仲間とともにたくましく育っていく場の提供を行います。
青少年センター	—	947	青少年の健全育成を目的に青少年の豊かな人間形成と健全な生活環境づくり、そして、各種青少年団体相互の連携を図ります。また、施設内において、こどもランドを運営し、子育て支援の場の提供を行います。

資料：生涯学習課

■放課後児童クラブの入所児童数の推移

(単位：人、各年5月31日現在)

年度	25	26	27	28	29
放課後児童クラブ入所児童数	1,215	1,246	1,622	1,742	1,785

資料：生涯学習課

■放課後子供教室の実施校数の推移

(単位：実施校数/小学校数)

年度	25	26	27	28	29
放課後子供教室実施校数	7/20	8/19	9/19	10/19	11/19

資料：生涯学習課

■土浦警察署管内少年事件罪種別検挙人数の推移

年 刑法犯名	検 挙 人 数(人)				
	24	25	26	27	28
強 盗	5	0	2	5	0
傷 害	6	9	18	11	9
暴 行	2	8	2	5	0
恐 喝	0	0	0	0	0
窃 盗	54	88	51	45	50
占 脱	16	20	11	11	2
そ の 他	25	18	19	16	17
計	108	143	103	93	78

資料：土浦警察署

■成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
放課後子供教室実施校数	11校	17校	○	○	○

放課後の活動拠点の確保と活用への取組成果を表す指標です。子どもたちが放課後に様々な体験・学習の機会を得るため、安心かつ安全な活動拠点(居場所)を確保するため、全校での実施を目標とします。(小学校数は、新治地区の学校再編により、平成30年度から新治学園義務教育学校前期課程を含めて17校となります。)

■施策の内容

施策1

健全な環境づくりの推進	少年非行の早期発見・未然防止を目的に、青少年相談員による街頭指導活動を行うとともに、青少年や保護者等からの相談に対して、適切な助言や指導をする相談活動の充実を図ります。また、「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動、白ポストの設置等の環境浄化活動を推進します。
-------------	---

施策 2

健全育成事業の推進	青少年団体の育成及び指導者の養成に努め、自然体験活動や地域活動等、青少年の多様な交流活動の推進を図るとともに、親子がふれあえる機会や場の提供の支援を図ります。
-----------	---

施策 3

青少年施設の充実と活用	青少年が共同宿泊生活を通して自分の個性と能力を発見し、より豊かな人間性を培うための青少年の家の適正な管理を図ります。また、青少年センター内で運営しているこどもランドについては、子どもの知識と視野を広げ、豊かな情操と創造力を育むための遊びや学びの場、そして子育て支援の場として、事業の充実に努めます。
-------------	---

施策 4

放課後子ども総合プランの推進	放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型運営という放課後子ども総合プランの趣旨に沿った施策の推進のため、放課後子供教室の充実と計画的な開設に努めるとともに、両事業の連携を深め、併せて事業の一括委託を進めます。
----------------	--

主要事業

事業名	事業概要
放課後子ども総合プランの推進	・放課後子供教室の拡充 ・放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型運営

主な所管部署

生涯学習課

第4項

歴史・芸術・文化の薫り高い まちづくり

2-2-4

基本方針

市民一人ひとりが生きがいや心のうるおいを得られる地域づくりを目指し、文化芸術活動の振興に努めます。

また、各種イベントの開催による文化芸術活動の推進をはじめとして、文化芸術を楽しむことのできる機能の充実、文化財の保護・活用を図るとともに、集客力の高い展覧会事業の企画に努めます。

現状と課題

- 市民一人ひとりが、文化芸術に関心を持ち、生きがいや心の豊かさ・うるおいのある生活を送ることができる環境づくりが必要となっています。平成29年度にオープンした本市初の本格的な市民ギャラリーなど、市の文化芸術活動の拠点施設を有効活用し、市民が文化芸術鑑賞に親しむ機会と各種イベント等を通して文化芸術活動を実践する環境を提供する必要があります。
- 文化施設である市民会館は、施設の老朽化が進んでいるとともに、耐震補強が必要であると診断されており、建物の安全性の確保や施設の延命化等の対策が必要となっています。
- 本市の文化財は、国指定が12件(国宝1件含む)、県指定が46件、市指定が221件の合計279件が指定を受けています。また、重要美術品7件、国選択無形民俗文化財1件、登録有形文化財建造物4件を有します。これら先人から引き継がれた貴重な歴史文化遺産を適切に保存し、次の世代に継承することが必要となっています。
- 埋蔵文化財については、発掘調査によって遺跡の位置や内容を把握するとともに、市民の歴史や文化への意識を高揚するため、発掘調査に基づく研究成果の公開など、積極的な事業展開が必要となっています。

■博物館利用者数の推移

(単位：人)

施設名	年度	24	25	26	27	28
博物館		39,930	46,647	27,618	30,002	26,860
上高津貝塚ふるさと歴史の広場		25,286	24,566	26,831	28,229	30,066

資料：博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場

■文化施設・博物館概要

施設名	施設内容	面積(m ²)
市民会館	鉄筋コンクリート造(3階建)	5,657
亀城プラザ	鉄骨鉄筋コンクリート造(地下1階、地上4階建)	7,431
市民ギャラリー	鉄骨造(4階建)1階部分	930
博物館	鉄筋コンクリート造(地下1階、地上3階建)	2,539
〃 付属展示館 (土浦城東櫓)	木造瓦葺入母屋造(2階建)	111
上高津貝塚 ふるさと歴史の広場	考古資料館〔鉄筋コンクリート造(2階建)〕	1,765
	屋外展示〔鉄骨造平屋建(貝層断面展示施設)、木造茅葺平屋建(竪穴住居3棟)、木造杉皮葺平屋建(掘立柱建物)〕 (上高津貝塚ふるさと歴史の広場 総面積49,725)	
〃 付属展示館 (武者塚古墳展示施設)	鉄筋コンクリート壁構造(小屋部分木造)	37

資料：文化課・博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場

■指定文化財の一覧

(平成29年4月1日現在)

区分		文化財件数	内容
国指定	国宝	1件	工芸品(1)
	重文	11件	建造物(1)絵画(1)彫刻(1)工芸品(6)考古資料(1)史跡(1)
県指定		46件	建造物(3)絵画(4)彫刻(9)工芸品(14)書跡(3)考古資料(4)歴史資料(1)無形民俗(3)史跡(3)天然記念物(2)
市指定		221件	建造物(15)絵画(11)彫刻(42)工芸品(55)書跡(5)古文書(6)考古資料(15)歴史資料(11)有形民俗(7)無形民俗(6)史跡(41)名勝(2)天然記念物(5)
計		279件	

資料：文化課

■成果指標・目標値

指標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市民	事業者	行政
市展出展数	318点	400点	◎	◎	◎
文化芸術活動の推進成果を表す指標です。芸術や文化を、より身近に触れることのできる機会を確保するため、出展しやすい環境づくりに努め、更なる周知を図り、400点を目標とします。					
市民ギャラリーの利用者数	—	32,000人/年	○	△	◎
市民の芸術や文化への意識高揚に向けた取組成果を表す指標です。市民の芸術や文化への意識の高揚を図るため、利用者数を32,000人とすることを目標とします。					
博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場の利用者数	56,926人/年	59,000人/年	○	△	◎
市民の歴史や文化への意識高揚に向けた取組成果を表す指標です。市民の歴史や文化への意識の高揚を図るため、利用者数を59,000人とすることを目標とします。					

施策の内容

施策 1

文化芸術活動の推進	市展・文化祭・土浦薪能・市民会館自主文化事業などの充実を図るとともに、各種文化団体の活動を支援し、文化芸術の振興と意識の高揚を図ります。また、平成29年度にオープンした本市初の本格的な市民ギャラリーや市民会館等を利用して、市民が文化芸術活動の発表や鑑賞する機会の拡充に努めます。
-----------	---

施策 2

文化施設等の整備と活用	市民の文化芸術活動の拠点である文化施設等の機能を高めるとともに、施設の有効活用に努めます。
-------------	---

施策 3

文化財の保護と活用	国・県・市指定文化財等の保護・活用を図るとともに、文化財に対する理解と愛護精神の高揚に努めます。また、歴史資産と地域資源を多面的に活用した文化財の魅力向上に努めます。
-----------	---

施策 4

埋蔵文化財の保護と活用	埋蔵文化財包蔵地の開発行為等に対する指導を行い、確認調査の実施や遺跡の保護に努めます。また、調査による遺跡の把握や出土品の整理・保存処理を行います。調査研究成果については、展示などの公開活用に努めます。
-------------	---

施策 5

史跡の整備と活用	本市の歴史的シンボルで「続日本100名城」に選定された県指定史跡「土浦城跡および櫓門」の保全を図るとともに、国指定史跡上高津貝塚や市指定史跡武者塚古墳など、市内の貴重な史跡の保全と活用に努めます。
----------	--

施策 6

博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動の充実	郷土の考古・歴史・民俗に関する資料を収集し、適切な保存・管理に努めます。また、市民の歴史や文化への意識の高揚を図るため、収集した資料を積極的に公開し、調査研究成果を反映させたより魅力ある展覧会等の開催に努めます。
-------------------------	--

施策7

第二次土浦市史の編さん	博物館開館以来の各種調査を継続し、土浦市史に関する歴史資料の充実と情報発信に努めます。また、古文書目録や資料集・解説書の刊行など多様で継続性のある事業を行い、市民の郷土への愛着や興味を促し、歴史資料の保全につながる土浦市史の編さんを推進します。
-------------	--

主要事業

事業名	事業概要
文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・土浦市美術展覧会の開催・土浦市文化祭の開催・土浦薪能の開催・市民会館自主文化事業の充実・美術品等の公開推進
文化施設等の整備と活用	<ul style="list-style-type: none">・市民会館の耐震化及び大規模改修・市民ギャラリーの有効活用
文化財の保護と活用	<ul style="list-style-type: none">・指定文化財の保存管理・無形民俗文化財伝承団体への支援・文化財愛護精神の普及啓発
埋蔵文化財の保護と活用	<ul style="list-style-type: none">・埋蔵文化財確認調査・学術調査
博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動の充実	<ul style="list-style-type: none">・資料の収集と保管・展覧会事業の充実
第二次土浦市史の編さん	<ul style="list-style-type: none">・市史資料の充実と情報発信・古文書目録や資料集・解説書の刊行

主な所管部署

文化課



第70回土浦市美術展覧会

第5項

すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり

2-2-5

基本方針

誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるように、施設の適正な維持管理を図るなど、市民のスポーツ振興に努めます。

また、健康増進や生きがいづくりを支援するため、参加機会の拡充を進めるとともに、茨城国体、全国障害者スポーツ大会、オリンピック、パラリンピックの開催を契機とした競技スポーツの充実を図ります。

現状と課題

- ◇ 霞ヶ浦でのウォータースポーツから筑波山麓でのスカイスポーツまで様々なスポーツに親しめる本市の特性をPRします。また、全国屈指の総延長を誇り平坦で走りやすいつくば霞ヶ浦りんりんロードを活用し、サイクルスポーツの振興を図るとともに、スポーツツーリズムの推進が期待されています。
- ◇ 誰もが安心・安全にスポーツに親しめ、利用しやすい環境を提供するため、既存体育施設の適正な維持管理及び改修を行うとともに、手続の簡略化に取り組む必要があります。
- ◇ 学校体育施設の有効活用の観点から、市民への開放を積極的に進め、スポーツ活動の促進と参加の機会の拡充に努めています。また、平成29年度にリニューアルオープンした川口運動公園野球場には、本市で初めてネーミングライツ（愛称は「J:COMスタジアム土浦」）を採用しました。J:COMスタジアム土浦については、より市民に親しまれる球場となるよう、さらに球場の魅力向上に努める必要があります。
- ◇ 市民の健康増進や生きがいづくりを支援し多様なニーズに応える必要があることから、民間活力を活かし、スポーツクラブ等の充実を図ることが課題となっています。
- ◇ 平成31年開催の茨城国体、全国障害者スポーツ大会や平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けて市民の機運醸成を図るとともに、茨城国体やオリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツに対する関心の高まりを、市民の生涯スポーツ活動の推進につなげていくことが求められています。また、茨城国体に向けては、円滑な運営ができるよう万全の準備を整えるとともに、おもてなしの心を持って全国から選手及び関係者をお迎えできるよう、積極的なPR活動等により市民の意識高揚を図ることが重要です。

■体育施設の概要

施設名	敷地面積(㎡)	施設概要
川口運動公園 陸上競技場	35,395	収容人員 約6,400人 トラック1周400m、8コース他
〃 〃 野球場	21,000	H29.7 リニューアルオープン 収容人員13,240人、LED照明灯4基 LED付き磁気反転方式スコアボード センターライン長 122m、ファウルライン長 99m
〃 〃 テニスコート	7,241	収容人員1,800人 クレークコート6面 全天候型ハードコート2面
神立公園野球場	16,873	野球場2面 照明灯6基 センターライン長105m 両翼85m
中貫公園運動広場	6,500	多目的運動広場(サッカー、ソフトボール、少年野球)
霞ヶ浦文化体育会館 (水郷体育館)	延床面積 7,605	観覧席(仮設含む) 2,019席 大体育室(バレーコート3面、バスケットコート2面) 小体育室(バレーコート1面、バスケットコート1面)
霞ヶ浦総合公園 水郷プール	17,868	水面積2,643㎡、流水プール270m 多目的プール25m×8コース、ちびっ子プール、滑り台等 スライダープール曲線 80m・50m、直線30m×3本
〃 〃 テニスコート	25,000	テニスコート9面(夜間照明付き全天候型砂入り人工芝) 管理棟、駐車場、壁打ち等
〃 〃 お祭り広場	19,500	サッカー場1面
〃 〃 多目的広場	28,000	ソフトボール場2面
〃 〃 相撲場	180	屋根付き相撲場
南部地区運動広場	23,119	多目的運動広場(野球場1面(少年2面)又はサッカー場 1面(少年2面))
右粕地区市民運動広場	17,345	野球場1面 サッカー1面
土浦市立武道館	延床面積 1,476	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建 1階弓道場、会議室、事務室等 512.57㎡ 2階柔道場、更衣室等 478.95㎡ 3階剣道場、更衣室等 484.95㎡
乙戸ファミリースポーツ公園 テニスコート	2,000	全天候型ハードコート3面
市民運動広場	95,591	多目的運動広場(サッカー場、ラグビー場)、野球場2面 ゲートボール場6面、自由広場(野球サブグラウンド等)
木田余地区市民運動広場	23,800	多目的運動広場(少年野球、ソフトボール、サッカー等)
新治運動公園	112,189	多目的運動広場(サッカー1面、ソフトボール2面) テニスコート4面(夜間照明付き全天候型砂入り人工芝) 野球場(大人1面又は少年野球3面、照明灯7基) 子ども広場(少年サッカー、グラウンドゴルフ等)
新治トレーニングセンター	延床面積 1,424	バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン 6面
本郷グラウンド	12,371	野球場1面

資料：スポーツ振興課

■ 体育施設利用者数の推移

(単位：人)

施設名	年度	24	25	26	27	28
川口運動公園 陸上競技場		52,809	119,634	126,213	122,216	76,491
〃 〃 野球場		29,120	22,935	26,794	22,275	
〃 〃 テニスコート		4,493	3,791	4,542	4,530	4,556
神立公園野球場		10,377	7,013	10,618	8,068	7,573
中貫公園運動広場		7,115	7,251	7,302	6,189	8,061
霞ヶ浦文化体育会館 (水郷体育館)		118,099	134,743	143,888	182,899	176,695
霞ヶ浦総合公園 水郷プール						58,935
〃 〃 テニスコート		12,560	14,694	16,570	16,360	97,997
〃 〃 お祭り広場		7,394	10,041	13,080	17,361	12,808
〃 〃 多目的広場		13,918	15,260	16,498	29,828	15,178
〃 〃 相撲場		200	400	400	400	1,200
荒川沖地区野球場		5,997	3,780	6,058	H27.9まで 3,959	
南部地区市民運動広場					H27.10から 5,853	8,012
右叅地区市民運動広場		18,980	20,854	18,990	17,549	17,205
土浦市立武道館		45,170	44,742	45,132	46,789	51,926
乙戸ファミリースポーツ 公園テニスコート		3,838	3,036	3,462	3,071	3,202
市民運動広場		29,258	28,241	23,567	23,352	24,335
木田余地区市民運動広場		21,667	19,601	17,165	16,845	14,294
新治運動公園		23,557	野球場整備 工事のため 野球場利用 なし 20,108	33,500	32,625	42,573
新治トレーニング センター		28,859	25,942	22,340	22,453	22,218
本郷グラウンド		2,656	2,925	2,450	2,760	2,395
合 計		436,067	484,883	538,569	575,570	645,654

資料：スポーツ振興課

成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
かすみがうらマラソン兼 国際盲人マラソン参加者数	18,560人	22,000人	◎	◎	◎
競技スポーツやスポーツ大会の充実への取組成果を表す指標です。安心・安全な大会運営を図るため、実参加者数を22,000人とし大会の充実を図ります。					
体育施設利用者数	587,361人	624,000人	◎	○	◎
スポーツ・レクリエーション施設の適正管理と利用促進への取組成果を示す指標です。水郷プールが再オープンしたことから、過去3年間の体育施設利用者数の平均値に水郷プール利用者の目標値を加えたものを目標とします。					

施策の内容

施策 1

<p>スポーツ・ レクリエーション活動の 推進</p>	<p>市民のスポーツ活動やスポーツを通じた健康づくり、市民相互の親睦や交流のための各種スポーツ大会や講習会の開催・運営及び指導者の育成など、市民の自発的なスポーツ活動を支援します。</p> <p>筑波山麓におけるスカイスportsや霞ヶ浦のウォータースports、つくば霞ヶ浦りんりんロードなど、地域の資源を活かした多様なレクリエーション活動の充実に努めます。</p> <p>高齢者スポーツの普及や障害者のスポーツ・レクリエーション活動を推進します。</p>
-------------------------------------	---

施策 2

<p>スポーツ・ レクリエーション施設の 適正管理と利用促進</p>	<p>既存のスポーツ・レクリエーション施設を適正に管理するとともに、有効に活用されるよう市民が利用しやすい環境整備を行います。</p> <p>また、市民の日常の運動、散歩、休息の場として、総合公園、運動公園の適正管理に努めます。</p>
--	--

施策3

<p>競技スポーツの充実</p>	<p>かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンなどの各種スポーツ大会の充実に努めるとともに関係団体の活動支援や地域に密着した団体の育成を図ります。</p> <p>また、体育協会と連携の下、スポーツクラブの育成指導などを推進し、国際大会や全国大会などに出場する選手等に対する支援を行い、選手の育成と競技力の向上を図ります。</p> <p>特に、平成31年に開催される茨城国体のハイレベルな競技を間近で観戦することは、次世代を担う子どもたちに夢と感動を与えるとともに、市民の競技スポーツに対する意欲や関心を触発します。それは、スポーツ少年団活動の活性化や競技人口の増加など本市開催競技の地域への普及等にもつながります。</p>
-------------------------	--

施策4

<p>生涯スポーツの普及・振興の推進</p>	<p>茨城国体、全国障害者スポーツ大会や東京オリンピック・パラリンピックを契機に市民のスポーツに対する技術力向上はもとより、スポーツへの関心を高めることで、市民がスポーツ活動を楽しみ、健康の維持・増進を図るとともに、スポーツを通して人生を豊かなものにするために生涯スポーツを推進します。</p>
-------------------------------	---

主要事業

事業名	事業概要
<p>スポーツ・レクリエーションの振興</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運動公園・運動広場等スポーツ・レクリエーション施設の適正な維持管理と活用 ・各地区体育協会及び体育協会専門部を中心とした各種スポーツ大会の推進 ・かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンの充実 ・土浦市運動普及推進員連絡協議会を通じた健康づくりの推進
<p>茨城国体の円滑な運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市会場となる4競技(水球、軟式野球、相撲、高等学校野球(軟式))の開催 ・平成30年各競技リハーサル大会の開催 ・市民総参加による本大会開催に向けた機運醸成のための情報発信

主な所管部署

健康増進課 スポーツ振興課 国体推進課

第3節

活力とにぎわいのあるまちづくり



土浦全国花火競技大会

第1項

広域的な拠点としての 中心市街地の形成

2-3-1

基本方針

中心市街地の都市機能の充実を図るとともに、まちなか居住促進などを通じて、交流人口や居住人口の増加などによるにぎわいと活力あふれる中心市街地の再生に努めます。

また、本市の特色でもある水辺空間について、まちと水辺が融合した良好な空間形成の推進を図ることで、まちのにぎわいを創出し、魅力ある都市環境の形成を図ります。

現状と課題

- ◇ 中心市街地への都市機能の集積による効率的で持続可能な都市づくりが求められており、本市の中心である土浦駅周辺地区については、平成26年3月に認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地活性化協議会を中心に事業調整を進めています。
- ◇ まちなか居住を促進し、居住人口の増加を図るとともに、広域的な交流人口を増加させることにより、中心市街地のにぎわいと活力を創出していく必要があります。
- ◇ 平成27年9月に土浦市役所が土浦駅西口の商業施設「ウララ」に移転し、平成29年11月には土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業により新図書館や市民ギャラリーがオープンしました。今後はこれらの施設を市民との協働により活用し、にぎわいに結びつけていく必要があります。
- ◇ 霞ヶ浦を望む川口二丁目地区では、サイクリング・観光の拠点として土浦港周辺広域交流拠点の整備を進めており、民間活力の誘導による新たなにぎわい創出や交流人口の増加を目指しています。
- ◇ 大和町北地区や土浦駅東口地区は今後、低・未利用地の適正な土地利用の誘導が必要となっています。

■活性化バスの利用状況

(単位：人)

年度	項目	年間利用者数	1日当たり利用者数	1便当たり利用者数
18		125,921	345.0	8.6
19		139,831	383.1	8.5
20		145,012	397.3	8.8
21		144,021	394.6	8.8
22		147,528	404.2	9.0
23		149,431	409.4	9.4
24		157,598	430.6	10.3
25		154,713	423.9	10.1
26		158,666	434.7	10.4
27		151,896	416.6	9.9
28		132,613	363.3	8.7

資料：商工観光課

■成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事 業 者	行 政
中心市街地の居住人口	7,646人	7,857人	○	◎	◎

中心市街地のにぎわいを象徴する、中心市街地の整備成果を表す指標です。定住促進事業を進め、211人の増加を目標とします。

■施策の内容

施策 1	
大和町北地区のまちづくり	大和町北地区は、区画道路などの都市基盤の整備を図るとともに、駅前にあふさわしい土地利用を図るため、事業化の検討、さらには事業支援等により民間活力の導入を促進します。
施策 2	
まちなか居住の促進	質の高いコンパクトなまちづくりを推進するため、中心市街地の定住促進につながる支援を行うことで、居住人口の増加による活力とにぎわいのある中心市街地の創出を図ります。 また、中心市街地の低・未利用地は、土地・建物の共同化などの民間による再開発事業や優良建築物整備事業等の誘導・支援を行います。
施策 3	
土浦駅東口地区のまちづくり	土浦駅東口地区については、土浦駅東口周辺地区市街地総合再生計画に基づき、民間開発の誘導、支援を行うとともに都市機能再生を図ります。 また、霞ヶ浦と中心市街地との回遊性に配慮しつつ、市民や来街者が集い、水辺に親しむことができる憩いや余暇空間としての土地利用を誘導します。

施策4

<p>中心市街地活性化施策の推進</p>	<p>商業者、関係団体、関係機関が協働し、連携を図りながら、中心市街地活性化基本計画に基づき、都市機能の集積やまちなかへの定住を促進するとともに、魅力ある商店・商店街づくり事業、空き店舗対策事業、まちづくり機関への支援事業などを推進し、中心市街地の交流人口・居住人口の増加を目指します。</p>
-----------------------------	---

施策5

<p>中央一丁目地区のまちづくり</p>	<p>中央一丁目地区は、土浦駅周辺と亀城公園周辺地区の中間に位置していることから、中心市街地の交流拠点として、新たな活性化施策を検討し、民間活力を活かした施設の導入を促進します。</p>
-----------------------------	---

施策6

<p>真鍋地区のまちづくり</p>	<p>真鍋地区は、病院を核としたまちづくりからの見直しを進めるとともにその跡地利用も含め、低・未利用地の活用を図るため、民間活力によるにぎわい創出に向けたまちづくりを推進します。</p>
--------------------------	---

施策7

<p>まちづくり活性化バス運行事業の促進</p>	<p>まちづくり活性化バスの運行や利用促進等の支援を行います。</p>
---------------------------------	-------------------------------------

主要事業

事業名	事業概要
大和町北地区のまちづくり	・土浦駅前西口周辺地区市街地総合再生事業(大和町北地区)
まちなか居住の促進	・まちなか定住促進事業(住宅建替え・購入借入金補助) ・まちなか定住促進事業(賃貸住宅家賃補助)
土浦駅東口地区のまちづくり	・土浦駅東口周辺地区市街地総合再生事業(土浦駅東口地区) ・土浦港周辺広域交流拠点整備事業
中心市街地の活性化	・中心市街地活性化基本計画に基づく施策の推進 ・第2期中心市街地活性化基本計画の検討
中央一丁目地区のまちづくり	・中央一丁目地区まちづくり事業
真鍋地区のまちづくり	・真鍋新町地区地区計画の見直し検討
まちづくり活性化バスの運行事業の促進	・まちづくり活性化バスの運行支援 ・利用促進に係る助言・協力

主な所管部署

商工観光課 都市計画課

基本方針

商店街の活性化を図るため、関係機関と連携し、にぎわい創出などに取り組むとともに、空き店舗解消に向けた対策に取り組み、商業の振興を推進します。

また、多様化した消費者ニーズに対応するため、中小小売業者の経営基盤強化や起業促進に努めます。

現状と課題

- ◇ 本市の商業については、平成26年7月1日現在店舗数が1,369店、従業員数10,900人、年間販売額は4,660億円に達していますが、商店数、従業員数は減少傾向にあります。
- ◇ 少子高齢化の進行や消費者の購買ニーズの変化、市街地周辺部への大型店の進出等により、中心市街地における定住人口の減少及び商業機能の衰退など空洞化が進んでいる中、中心市街地の活性化対策は喫緊の課題となっており、商店街の再生事業や空き店舗対策による活性化を図る必要があります。
- ◇ インターネットや通信販売による注文と配達の普及など、消費者の購買動向をめぐる環境は大きく変化し、これらは、市民の買い物の便利さを飛躍的に高めています。しかしながら、その反面、対面型の店舗ならではの人と人とのつながりなどが失われる懸念があります。商店街は地域で生活する人の日常生活の必需品の確保とコミュニティ機能を担い、地域経済の主要な担い手として大きく期待されていることから、商店街の振興が求められています。
- ◇ 大規模商業施設の立地、流通構造や情報化の進展による競争の激化により、市内の中小企業の経営は厳しい状況にあり、融資制度の情報提供と円滑な資金調達の支援を行う必要があります。
- ◇ 商業振興のため、商工団体との連携をさらに強化していくとともに、食を通じた魅力ある商店街づくりをさらに進める必要があります。

■店舗数等の推移

(各年6月1日現在)

区分 年	卸売業			小売業			
	店舗数(店)	従業員数(人)	年間販売額(万円)	店舗数(店)	売場面積(m ²)	従業員数(人)	年間販売額(万円)
9	567	5,653	47,409,731	1,602	200,381	10,188	23,178,746
11	644	6,394	35,388,771	1,600	206,035	11,349	21,997,046
14	556	5,091	35,388,771	1,466	196,832	11,041	19,245,109
16	550	4,872	35,770,871	1,402	195,953	10,196	18,043,712
19	489	4,484	37,266,713	1,313	193,807	9,378	20,160,578
24	395	3,134	25,004,000	983	214,421	7,824	15,129,600
26	380	3,021	29,359,500	989	213,419	7,879	17,248,800

資料：商業統計調査(平成24年のみ経済センサス)

■成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
商店数	1,369店	現状維持	◎	◎	○
商業の振興への取組成果を表す指標です。周辺地域における商業施設の整備等による地域間競争の激化等を踏まえ、現状維持を目標とします。					
年間販売額	4,660億円	4,900億円	◎	◎	○
商業の振興への取組成果を表す指標です。年間販売額1%増加を5年間見込んだ額(5%増)を目標とします。					

■施策の内容

施策 1

<p>商店街活性化の推進</p>	<p>事業者・関係団体・関係機関との連携を図り、各商店街組織の機能強化やにぎわいを創出するイベントの開催など、魅力向上に資する取組を促進するとともに、地域に密着した商業空間の形成に努めながら、地域の特性や消費者ニーズに対応した魅力ある商店街づくりを進めます。</p> <p>また、中心市街地の役割を維持・強化していくための方策として、個店・商店街の充実を基本としながら、中心市街地の活性化に資する事業の取組を進めます。</p>
-------------------------	---

施策 2

<p>経営の指導・相談の強化と融資制度の充実</p>	<p>商工会議所を主体とした企業経営や指導・相談体制の強化及び客の視点・相談体制の強化を図り、顧客の視点に立った商業・サービス業の確立を支援します。</p> <p>また、相談の多様化や高度化への対応として、各種専門家を活用したセミナー・講習会等を開催し、経営改善の指導や人材育成強化に努めます。</p> <p>経営の安定を図るための融資制度に関する情報提供と円滑な資金調達の支援を行います。</p>
-----------------------------------	---

施策3

空き店舗対策・起業促進	空き店舗等を活用した新規開業者を支援し、商店街への多様な業種・業態の導入を図り、活力とにぎわいのある商店街区の形成を図ります。
-------------	---

施策4

食のまちづくりの推進	市民や商業者・関係団体の連携によるオリジナルカレーや名物創作料理などを活かし、地元特産品のPRを図るとともに、イベント等の開催を通して、魅力ある商店街づくりを進め、本市の食の歴史や資源を活かした食のまちづくりを推進します。
------------	---

施策5

まちづくり機関の支援	中心市街地活性化の取組を横断的・総合的にプロデュースするまちづくり機関を支援します。
------------	--

主要事業

事業名	事業概要
商店街活性化の推進	<ul style="list-style-type: none">・個人消費を促す事業・地域資源を活用したイベント・中心市街地のにぎわい創出事業
空き店舗対策・起業促進	<ul style="list-style-type: none">・中心市街地空き店舗を活用した市民が集う交流拠点の有効活用・土浦創業支援ネットワークによる創業支援
食のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・土浦の食の歴史・文化を活かしたまちづくり事業

主な所管部署

商工観光課



土浦カレーフェスティバル

第3項

付加価値の高い持続可能な農業の振興

2-3-3

基本方針

農業の持続的な発展と安心・安全な農作物の生産・流通を維持するため、就農者の育成・支援や、農地集積の推進、農林水産物ブランド化等により、農業の振興と地域活性化を推進します。また、農業生産基盤の整備・保全、環境保全型農業の普及啓発と支援に努めます。

現状と課題

- ◇ 農林業センサスの統計調査によると、本市の農林業経営体は、5年ごとに約300経営体が減少しており、平成22年の1,462から平成27年には1,197となりました。経営耕地面積も平成22年の246,483 aから平成27年の237,143 aへ約9,000 a減少し、就農者の高齢化や荒廃農地の増大も進んでいます。一方、本市の気候風土は、作物の南限と北限が位置する温暖な気候で、筑波山塊の東端に位置する里山から霞ヶ浦沿岸まで続く肥沃な土壌と豊富な水資源に恵まれており、農林水産物の発展が期待できる潜在力があることから、本市の農林水産物を力強く推進していくことが必要となっています。
- ◇ 農地には国土の保全や水のかん養などの多面的機能があり、確実に次世代へとつなげるために地域住民や農業者以外の人材が幅広く参画し、地域資源の維持・継承を行っていくことが必要となっています。
- ◇ 地域の農業を継続していくためには経営感覚をもつ農業経営者を育成するとともに、将来に向け、青年層の農業就農者を増加させていくことが必要です。また、優良農地の確保と農地の集積・集約化を進め、農業用水利施設等の適切な管理を行うことにより生産効率を高め、経営感覚をもつ経営体が力を発揮できるようにすることが必要です。さらに、環境保全型農業を進めるとともに、産地として消費者から信頼されるため、公的な規格基準の認証を受ける取組を進め、安心・安全な農産物を生産・出荷することが必要となっています。
- ◇ 販売面では、多方面の販売チャンネルづくりや、多様化する消費者等のニーズに対応した出荷を行うことが必要となっています。また、加工品の開発やブランド化を進め、農林水産物の高付加価値化や新規需要の創造をすることが必要となっています。
- ◇ 本市が有する「自然」や「人」といった多様な資源を活かし、市施設や地域の直売所等の交流拠点において、都市と農村の交流を推進することが必要となっています。
- ◇ 有害鳥獣については広域的な取組による対策を進めていく必要があります。
- ◇ 畜産では、稲わら等と家畜排泄物を活用した堆肥づくりなどによる資源の循環を進めていくことや、家畜の疾病防止対策を継続して行っていく必要があります。林業では、本市の森林の持つ機能を維持するため、保全に努める必要があります。水産業では、霞ヶ浦や桜川の水産資源を保全し次世代へとつなげていく必要があります。

■経営耕地面積の状況

(単位：a)

区分	年	17	22	27
田		166,204	159,922	158,138
畑		67,758	67,341	59,891
樹園地		23,866	19,220	19,114
経営耕地総面積		257,828	246,483	237,143

資料：農林業センサス

■農家数の状況

(単位：戸)

区分	年	17	22	27
専業農家		422	395	438
兼業農家		1,351	1,056	757
第1種兼業農家		380	265	160
第2種兼業農家		971	791	597
計		1,773	1,451	1,195

資料：農林業センサス

■部門別販売金額の状況

(単位：万円)

部門別	集計年	17	22
稲作		85,670	79,235
麦類作		930	80
雑穀・いも類・豆類		2,160	2,685
工芸農作物		3,925	4,785
露地野菜		283,015	307,245
施設野菜		44,290	38,050
果樹類		36,320	37,410
花き・花木		79,200	55,255
その他の作物		14,215	19,230
酪農		12,110	7,350
肉用牛		64,580	54,920
養豚		112,230	96,400
養鶏		34,210	7,040
分類不能		33,195	28,540
農作業請負収入		9,625	7,650
農業収入合計		815,675	745,875

資料：地域経済分析システム (RESAS (リーサス))

成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
耕作放棄地	421ha	400ha	○	○	○
耕作放棄地解消を表す指標です。耕作放棄地の再生・復元を進め、農地の有効活用を図ります。					
認定農業者数	244人	275人	◎	◎	◎
高度な農業経営体の育成状況を表す指標です。より高度な農業基盤を確立するため、1.5割程度の増加を目標とします。					
土浦ブランドアッププロジェクト推進事業で開発された加工品数	0	40	○	◎	◎
農産物への価値を高める状況を表す指標です。新たな価値を創出し新規需要を掘り起こします。					

施策の内容

施策 1

農業生産基盤の整備と保全

地域農業を支える農道や排水路の整備を進め、生産性の向上と営農効率を高め農業経営の安定を図ります。

また、農業者以外の多様な主体の参画を促し地域住民が一体となり、地域の財産である農地や農業施設を管理・保全する活動に支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進し、多面的機能の発揮と農村の振興を図ります。

施策 2

効率的かつ安定的な農業経営体の育成

生産性と収益性が高く効率的で安定的な農業経営体を育成するため、認定農業者、新規就農者、及び集落営農組織等の担い手の育成を図ります。

また、今後の地域農業を担う新規の就農を促進するとともに、地域農業のリーダーとなる人材の育成を行います。

施策 3

優良農地の保全と担い手への農地の集積・集約化

農林水産業は食料の生産のみではなく、国土や自然環境の保全や集落機能の維持など多方面にわたり地域住民の生活に不可欠な存在であることから、優良農地の積極的な保全に努めます。

また、農地中間管理事業を活用し、地域の担い手農家への農地の集積・集約化を進め、経営力のある規模拡大を行い、荒廃農地の発生防止と解消に努めます。

施策4	
安心・安全と消費者から信頼される産地の育成	<p>消費者から信頼される農林水産物を供給するため、生産履歴管理の徹底や農薬の適正使用を推進するとともに、鮮度保持の技術導入に努めます。</p> <p>また、JAS規格や国際的な基準であるHACCP¹やグローバルGAP²の取得を推進します。</p>
施策5	
農産物の生産振興と価値の創出による需要の拡大	<p>消費者のライフスタイルの変化や食品製造事業者等の実需者のニーズを踏まえた品質や量などに対応した「マーケットイン」の農産物の産地形成を進めます。</p> <p>また、6次産業化やブランド化などにより新たな価値を創出し新規需要の掘り起こしに努めます。さらに、れんこん、花き、果樹、そばなどの多種多様な農林水産物の産地であることを活用し、消費者への積極的な情報提供による生産者との交流などに取り組み、更なる需要拡大を図ります。</p>
施策6	
農林水産業の振興によるまちのにぎわいの創出	<p>農作物の南限と北限が交わる温暖な土地柄と、山から水辺まで広がる大地の資源を活用した都市と農村の交流を行います。</p> <p>また、加工品の開発を進め、交流拠点での販売を行います。</p> <p>これらの取組により地域の農林水産業を活性化することで、まちのにぎわいとなり地域経済への好循環を図ります。</p>
施策7	
農業環境保全の推進	<p>農業分野においても、気候変動への対応や、生物多様性保全に積極的に貢献していくため、堆肥等を有効活用した土づくりを促進し、減化学農薬・減化学肥料による環境保全型農業を推進するとともに、農業用廃ビニール等のリサイクルの普及啓発に努めます。</p> <p>また、有害鳥獣からの被害を防止するために隣接市と関係団体と連携し広域的な被害防止計画を推進し、農業環境の保全に努めます。</p>
施策8	
畜産環境の整備	<p>家畜の適正なふん尿処理による堆肥化を促進し、水田や畑を耕し農業生産を行う耕種農家との連携による農地還元を図り、施設の近代化や防疫体制の充実強化に努めます。</p>

¹ **HACCP** Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握し、製造の全工程で、危害要因を除去又は低減させるための工程管理を行い、製品の安全性を確保しようとする衛生管理手法のこと。

² **グローバルGAP** GAPはGood Agricultural Practicesの略。食品安全、労働環境、環境保全に配慮した「持続的な生産活動」を実践する優良企業に与えられる国際認証のこと。

施策9

豊かな森林の育成	雨水を一時的に蓄え災害を防止する機能、水源かん養や森林浴などの多面的機能を有する森林を保全に努めます。
----------	---

施策10

漁業資源の確保及び水産加工業の振興	霞ヶ浦に生息する、わかさぎ、えび、うなぎ等の増殖を図るための放流事業などにより資源の確保に努めるとともに、優良水産加工品の消費拡大を進め水産加工業の振興に努めます。 また、水産資源の新たな活用方法の検討を進めます。
-------------------	--

主要事業

事業名	事業概要
農業生産基盤の整備と保全	・ 農道・かんがい排水事業 ・ 多面的機能支払交付金
効率的かつ安定的な農業経営体の育成	・ 担い手農業者育成対策 ・ 農業次世代人材投資事業
優良農地の保全と担い手への農地の集積・集約化	・ 人・農地プランの活用及び継続的な見直し ・ 農地中間管理事業
安心・安全と消費者から信頼される産地の育成	・ 食の安心・安全対策の複合的取組
農産物の生産振興と価値の創出による需要の拡大	・ 水田フル活用ビジョンの活用及び継続的な見直し ・ 土浦ブランドアッププロジェクト推進事業
農林水産業の振興によるまちなぎわいの創出	・ 土浦ブランドアッププロジェクト推進事業

主な所管部署

農林水産課



ハス田

■基本方針

経済のグローバル化や産業構造の変化に対応するため、企業体質改善や経営支援による既存工業の活性化と併せて、優れた立地環境のPRや優遇制度の充実による企業誘致を図り、産業の振興を推進します。

■現状と課題

- ◇ 本市には、土浦・千代田工業団地、テクノパーク土浦北工業団地、東筑波新治工業団地、土浦おおつ野ヒルズの4つの工業団地があります。企業誘致の結果、土浦おおつ野ヒルズを残し完売となっています。平成27年度に企業立地促進奨励金の交付対象地域を工業団地から、市街化区域やインターチェンジ周辺へ拡大しており、この制度を積極的にPRし、本市への新たな企業の誘致を図っています。
- ◇ 本市の工業の状況については、平成26年12月末現在、157事業所、従業員数13,814人、製造品出荷額は6,066億円となっており、事業所数、製造品出荷額等は減少傾向にあります。
- ◇ 本市の事業者の多くは、中小企業が占めています。既存産業の活性化及び新産業の創出を図るため、地元・地場企業と誘致企業間のネットワークづくりや、経営者の高齢化が進行していることから、事業継承への対応が必要となっています。
- ◇ 活力ある工業の振興を図るためには、企業の中核を担う人材を育成するとともに、新たなビジネスや高度な技術開発に向けた取組に対する支援、グローバル化に対応した海外展開への支援なども求められています。

■工業の推移

(各年12月31日現在)

区分	年	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等 (百万円)
	14	167	10,109	462,800
	15	166	9,814	494,150
	16	150	11,074	573,380
	17	151	11,674	571,986
	18	168	12,231	723,963
	19	182	13,152	830,895
	20	187	12,312	893,303
	21	175	11,743	518,115
	22	168	12,570	604,570
	23	195	11,840	651,806
	24	173	14,839	685,432
	25	163	13,674	669,293
	26	157	13,814	606,625

資料：工業統計調査

■茨城県工業との比較

(各年12月31日現在)

区分	1事業所当たり従業者数 (人)		1事業所当たり製造品出荷額等 (百万円)		1従業者当たり製造品出荷額等 (百万円)	
	土浦市	茨城県	土浦市	茨城県	土浦市	茨城県
年						
14	60.5	37.1	2,771	1,398	45.8	37.7
15	59.1	36.4	2,977	1,390	53.1	38.2
16	73.8	39.3	3,823	1,534	51.8	39.1
17	77.3	38.9	3,788	1,568	49.0	40.4
18	72.8	41.7	4,309	1,750	59.2	41.9
19	72.3	43.8	4,565	1,924	63.2	43.9
20	65.8	42.4	4,777	1,820	72.6	42.9
21	67.1	43.0	2,961	1,582	44.1	36.8
22	74.8	45.1	3,599	1,828	48.1	40.5
23	60.7	41.6	3,343	1,725	55.1	41.5
24	85.7	45.7	3,962	1,907	46.2	41.7
25	83.8	45.5	4,106	1,958	48.9	43.0
26	88.0	47.3	3,864	2,080	43.9	43.9

資料：工業統計調査

■従業者規模別事業所数の推移

(従業者4人以上の事業所)

区分	年	総数	内訳	
			4～29人	30人～
14		167	132	35
15		166	132	34
16		150	115	35
17		151	—	—
18		168	125	43
19		182	134	48
20		187	142	45
21		175	131	44
22		168	125	43
23		195	—	—
24		173	127	46
25		163	113	50
26		157	109	48

資料：経済産業省 工業統計調査

■工業団地の状況

(平成29年4月1日現在)

区分	名称	土浦・千代田 工業団地	テクノパーク土浦北 工業団地	東筑波新治 工業団地	土浦おおつ野 ヒルズ
所在地		東中貫町 他	紫ヶ丘	沢辺 他	おおつ野
面積(ha)		168.0 (市内127.2)	41.7	35.3	41.0
工場立地面積(ha)		137.5 (市内87.5)	34.4	24.4	—
立地企業		48 (市内27)	12	14	8
分譲面積(ha)		—	—	—	7.8

資料：商工観光課

■成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
土浦おおつ野ヒルズに分譲中区画の 販売数	0区画	3区画	△	○	◎
企業誘致への取組成果を表す指標です。土浦おおつ野ヒルズに分譲中区画(3区画)の完売を目指します。					
製造品出荷額	6,066億円	6,370億円	△	◎	○
工業の振興への取組成果を表す指標です。製造品出荷額1%増加を5年間見込んだ額(5%増)を目標とします。					

施策の内容

施策 1

企業誘致の推進と 優遇制度の充実	関係機関との連携などによって、企業誘致を積極的に展開し製造・物流・研究開発など多様な業種の立地を促進します。企業誘致を推進するため、適切な情報収集を行うとともに、茨城県及び市独自の優遇制度を積極的にPRします。
---------------------	---

施策 2

既存工業の振興	経営基盤の強化、技術の高度化、商品開発向上などを推進するため、企業活性化のためのセミナーの開催等により企業間の情報交換の推進を図ります。 また、県などの関係機関との連携により、経営課題の解決や新たな事業展開を支援します。
---------	---

施策 3

経営の指導・相談の強化と 融資制度の充実	企業経営診断や指導・相談体制の強化とともに、各種融資制度の普及・啓発に努めることにより、中小企業の振興を図ります。
-------------------------	---

主要事業

事業名	事業概要
企業誘致の推進	・企業立地促進奨励金交付制度(固定資産税相当分の助成)

主な所管部署

商工観光課

第5項 地域の魅力を活かした観光の振興

2-3-5

基本方針

観光入込客数・滞在型観光客の増加を図るため、地域の観光情報の発信や、広域の観光ルートの創設、観光施設の計画・整備を推進しつつ、外国人観光客など多様化するニーズに対応するため、受け入れ体制の充実に努めます。

また、霞ヶ浦、筑波山麓、城下町といった地域資源を活かしたジオパーク¹事業や県及び近隣自治体と連携し、日本一のサイクリング環境の構築を図るなど、更なる観光の振興を推進します。

現状と課題

- ◇ 本市の観光事業は、従来のイベントを中心とした観光から、年間を通じた観光への変革が必要となっています。今後は、本市の持つ自然資源や歴史資源などの地域資源を活用したプログラムや体験型ツアー、また、周辺市町村と連携を図った周遊観光など滞在時間の延長や宿泊へつながる観光施策の推進が必要となっています。
- ◇ 土浦全国花火競技大会は、歴史と伝統に裏付けられ、全国各地の花火業者が出品する本市の誇るべき花火大会です。今後は、大会の更なる魅力の向上と情報発信力を強化し、花火大会としての確固たる地位を築けるような事業展開が必要となっています。
- ◇ 市外や海外からの観光客誘致に取り組むため、効果的な観光情報の発信に努めるとともに、茨城空港、常磐自動車道路、北関東自動車道、また、新たに県内全線開通した首都圏中央連絡自動車道(圏央道)により、観光地へのアクセスが向上し、観光客の移動が活発化することから、広域交通ネットワーク化、また、近隣市町村との連携による広域的で回遊性のある観光施策やインバウンドへの対応など、積極的な受け入れ態勢の充実が求められています。
- ◇ 全国でも屈指の総延長を誇るつくば霞ヶ浦りんりんロードについては、快適な走行空間の確保に向け、休憩施設やサポートステーションなどの拠点整備、案内表示などのサイクリング環境の充実を図る必要があります。また、つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線市町村の中で最大の玄関口である環境や恵まれた自然、地域資源など優れたポテンシャルを活かすとともに、市内での回遊性を高め、来訪者を中心市街地や周辺地域へ誘導を図ることが求められています。
- ◇ ジオパーク事業については、ジオツアーや特産品の開発など観光面での活用や、ジオを教材とした教育など生涯学習面での活用を進めることで、認知度の向上や地域活性化につながるような取組が求められています。
- ◇ 霞ヶ浦観光の主軸を担っていた観光遊覧船事業は、観光客のニーズの多様化、観光事業の多様化により衰退し、かつてのにぎわいを失っています。しかしながら、最近の自然志向、体験志向などにより、改めて霞ヶ浦観光の価値が再認識されています。そのため、今後は様々なニーズに応える新たな霞ヶ浦遊覧事業の充実が求められています。

¹ **ジオパーク** 地球科学的な価値を持つ大地の遺産を保全し、教育や観光に活用しながら、持続可能な地域振興にむけた認定プログラムのこと。

成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事業者	行 政
観光入込客数	1,494,730人	1,650,000人	○	◎	◎
平成28年度の観光入込客数の実績値である1,494,730人の10%増を目標値として設定します。					
宿泊者数	108,157人	120,000人	○	◎	◎
平成28年度の宿泊者数の実績値である、108,157人の約11%増を目標値として設定します。					

施策の内容

施策 1

観光基本計画に基づく 施策の推進

市内に存在する様々な自然資源や歴史資源、文化資産、人的資産を活用し、土浦らしさの創出による地域資源の魅力化を図り、観光・交流のまちを目指すとともに、観光客受け入れ体制の充実、観光情報提供の充実・強化に努めおもてなし文化の醸成を図ります。

施策 2

霞ヶ浦・筑波山麓を 活かした広域観光の推進

霞ヶ浦や筑波山麓を活かした観光事業を推進するため、周辺市町村や民間団体と連携を密にするとともに、周辺地域に点在する観光資源をネットワーク化するなど、広域的な視点での観光施策を推進します。
また、水郷筑波国定公園の玄関口という立地条件を活かした水辺観光の魅力化と交流空間づくりを推進します。

施策 3

魅力ある観光ルートの創設

霞ヶ浦や筑波山麓などの豊かな自然をはじめ、小町の館、土浦全国花火競技大会、土浦城址やまちかど蔵、季節折々のまつり、観光果樹園、蓮田の景観や農業体験など、本市の持つ魅力的な観光資源を活かした観光ルートを創設します。

施策 4

観光行事の充実

土浦全国花火競技大会をはじめとした様々なイベントの一層の魅力化と、市民、団体、事業者などの連携によるイベントなど観光事業の充実に取り組みます。

施策 5

訪れやすいまちづくりの 推進

観光客のニーズに対応するため、観光協会を中心に観光関連業界・団体・市民との連携強化を図るとともに、受け入れ体制の充実を推進します。
また、観光情報ホームページや観光案内所・パンフレットの充実などの効果的なPRとわかりやすい観光案内板の設置・観光ボランティアの育成に努めます。

施策6	
観光施設の運営	まちかど「蔵」、小町の館、キララ館などの機能向上や歴史的建造物の維持、修繕を推進するとともに、施設を活用した体験プログラム事業を推進し、観光客の誘致に努めます。
施策7	
フィルムコミッションの推進	首都圏から近郊にあるロケ地としての優位性をPRするとともに、ロケ地ツアーの企画などの観光振興に取り組みます。また、土浦フィルムコミッションを活用し、旅番組など本市の魅力を紹介する番組を誘致するなど、シティプロモーション事業としても積極的に活用していきます。
施策8	
サイクリスト向けの拠点整備	輪行 ² 者や車で訪れるサイクリストの拠点となるサイクルステーションや休憩施設、サポートステーションの整備・促進を図ります。
施策9	
自転車道の整備	つくば霞ヶ浦りんりんロードについては、県及び沿線市町村と連携して、案内表示等の設置や適切な維持補修など、良好なサイクリング環境を構築することで、交流人口の拡大を図ります。
施策10	
サイクリングイベントの実施	全長約180kmのサイクリングロード「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を県及び沿線14市町村の連携により活用しながら、サイクリングツアーや船運事業者との連携によるサイクルーズなどを実施し、観光誘客を図ります。
施策11	
ジオパーク事業の推進	ジオパークをPRするとともに、ジオ資源を活用したジオツーリズムや教育分野での活用など、地域活性化や郷土愛、地域への愛着心の醸成につながるような取組を推進します。また、市域に係るジオサイトについて、ジオ看板の設置等を行い、環境整備を進めます。
施策12	
霞ヶ浦観光の充実	水郷筑波国定公園の玄関口の魅力化と水辺の交流空間づくりを推進するため、霞ヶ浦を活かしたヨット、フィッシングなどの体験活動や、霞ヶ浦遊覧事業など実施する民間事業者と連携し、霞ヶ浦観光の充実を図ります。

² 輪行 サイクリスト等が公共交通機関を使用して自転車を運ぶこと。

主要事業

事業名	事業概要
観光施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・観光基本計画に基づく各種施策の推進 ・観光基本計画後期基本計画の策定
全国花火競技大会事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「土浦の花火」の魅力向上と全国発信
観光情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・情報技術の活用と観光情報のデジタル化 ・フィルムコミッション事業の推進
観光施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・各種観光施設の維持管理
サイクリスト向けの拠点整備	<ul style="list-style-type: none"> ・土浦港周辺広域交流拠点整備事業
自転車道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば霞ヶ浦りんりんロードの整備促進 ・案内表示等の整備
サイクルツーリズム事業	<ul style="list-style-type: none"> ・サイクルーズ、サイクルイベント等の開催 ・水郷筑波広域レンタサイクルの充実
ジオパークの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ジオツーリズムの推進 ・ジオパークの周知と認知度向上 ・ジオパークの教育・学術分野での活用や環境団体との連携

主な所管部署

広報広聴課 商工観光課 都市計画課 文化課



キララまつり

第6項

安心して働くことのできる 勤労者福祉の推進

2-3-6

基本方針

中小企業における勤労者福祉の向上のため、関係機関と連携し、就労機会の確保に努めるとともに、企業のための雇用措置制度の周知啓発や、雇用環境の充実に努めます。

現状と課題

- ◇ 働き方改革が進行している中、勤労者の健康増進と余暇活動の推進などの勤労者福祉を向上するため、勤労者福祉施設の充実に努める必要があります。また、雇用環境は改善しているものの、非正規社員などとしての不安定な雇用が増加しており、関係機関と連携し、誰もが安心して働くことができる労働環境の改善に向けた制度の普及啓発が必要となっています。
- ◇ 地方創生に向けて、安定した雇用の確保は、勤労者自身だけでなく、地域社会の発展に大きく寄与するものであり、その推進が必要とされています。
- ◇ 高齢者や女性等の雇用安定に向け、関係機関との連携を図りながら、企業に対する雇用確保を措置する制度の導入について、周知啓発を図ることが求められています。
- ◇ ハローワークとの連携を密にしながら、求職者のニーズにあった求人情報を提供することにより、再就職の促進や雇用の安定確保に努める必要があります。

ハローワークの職業紹介状況

年度	区分	有効求職者数(人)	有効求人数(人)	有効求人倍率
24		31,716	33,482	1.06
25		30,598	34,035	1.12
26		29,309	38,288	1.31
27		30,478	40,972	1.34
28		29,765	44,830	1.51

資料：ハローワーク土浦

成果指標・目標値

指 標	現状値	目標値	主体ごとの役割		
			市 民	事 業 者	行 政
有効求人倍率	1.51	1.59	○	◎	◎

雇用の安定確保を表す指標です。有効求人倍率1%増加を5年間見込んだ倍率(5%増)を目標とします。

施策の内容

施策 1

勤労者福祉の充実	<p>勤労青少年ホームやレストハウス「水郷」、土浦市勤労者総合福祉センター（ワークヒル土浦）の利用促進を図ります。</p> <p>中小企業労働者共済会貸付制度の充実を図るとともに、中小企業退職金共済制度への加入促進を図り、中小企業従業員の勤労者の福祉の向上を図ります。</p>
-----------------	--

施策 2

雇用の安定確保	<p>高齢者や女性等の就業を推進するため、企業との連携を強化しながら雇用の促進に努めるとともに、新たに誘致する企業に対して、積極的に市民の雇用を促します。</p> <p>勤労意欲のある求職者に対する支援として、就労支援機関と連携し、就職面接会や就労セミナー等を共催により開催します。</p>
----------------	---

主要事業

事業名	事業概要
勤労者福祉施設の充実	・ワークヒル土浦の適正管理と利用促進

主な所管部署

商工観光課